

令和 6 年度大田区包括外部監査結果
(指摘及び意見) に対する措置状況
(令和 7 年度・1 年目)

特定の事件 (テーマ)

「区立図書館の運営に関する事務の執行について」

令和 7 年 10 月 31 日

大 田 区

令和6年度大田区包括外部監査結果（指摘及び意見）に対する措置状況
(令和7年度・1年目)（令和7年10月31日現在）

1 特定の事件（テーマ）

区立図書館の運営に関する事務の執行について

2 監査実施期間

令和6年7月1日から令和7年3月24日まで

3 指摘及び意見

(1) 指摘 22件

法令、条例、規則等の形式的な違反を含む、実質的な違反がある場合、もしくは実質的な違反とまではいえないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、又は、それに準ずるもの。

(2) 意見 132件

是正を必ずしなくてはならないものではないが、事務の執行について参考にすべき事項として監査人が区に対して提言するもの。

4 措置状況

指摘 22件				意見 132件			
措置済	措置中	検討中	参考扱	措置済	措置中	検討中	参考扱
19件	1件	2件	0件	32件	0件	33件	67件

（内訳No.）

(1) 指摘 22件 (3~26ページ)

措置状況	指摘 No.
措置済 19	3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、15、16、17、18、19、20、21、22
※措置中 1	14
※検討中 2	1、2
参考扱	(該当なし)

(2) 意見 132 件 (27~169 ページ)

措置状況	意見 No.
<u>措置済</u> 32	18、19、25、33、34、39、40、44、60、61、62、63、69、72、73、86、87、89、90、91、92、96、97、98、108、110、112、115、116、117、121、125
※措置中	(該当なし)
※検討中 33	9、10、11、12、14、16、24、27、28、29、30、32、35、42、49、50、52、56、57、64、65、66、67、68、83、84、88、93、120、128、129、130、131
<u>参考扱</u> 67	1、2、3、4、5、6、7、8、13、15、17、20、21、22、23、26、31、36、37、38、41、43、45、46、47、48、51、53、54、55、58、59、70、71、74、75、76、77、78、79、80、81、82、85、94、95、99、100、101、102、103、104、105、106、107、109、111、113、114、118、119、122、123、124、126、127、132

(定 義)

- 措置済 具体的な措置方針・内容が決定し、措置が完了している。
- ※措置中 具体的な措置方針・内容が決定したが、措置の完了には至っていない。
- ※検討中 具体的な措置方針・内容を検討中、又は措置を行うかどうかを検討中である。
- 参考扱 措置を行わないことを決定、又は措置を行うことが困難である（そぐわない）。

令和6年度大田区包括外部監査

【指摘 22件】(P6~10) (7年度措置状況・1年目)

指摘 No.	報告書 ページ	概要版 ページ	【概要版】項目	措置 状況	措置状況 回答所管課	本書 ページ
第2節 1	68	13	「大田区立図書館館則」の館外貸出図書 資料数	※検討中	大田図書館	5
2	72	15	「大田区立図書館館則」の予約図書資料 数	※検討中	大田図書館	6
第4節 3	174	33	各図書館の蔵書更新計画書内における 目標数値の誤り	措置済	大田図書館	7
第5節 4	222	41	ネットワーク機器の設置状況の改善	措置済	大田図書館	8
第6節 5	252	44	小破修繕工事にかかる「工事連絡票」の 提出	措置済	大田図書館	9
第8節 6	286	50	各図書館の受け持ち地域の重複、記載漏 れ	措置済	大田図書館	10
7	286	50	図書館システムの日常運用業務の記載 見直し	措置済	大田図書館	11
8	289	51	月次事業報告書の報告ルールの指導	措置済	大田図書館	12
9	290	51	月次事業報告書の「クレーム、要望等」 報告	措置済	大田図書館	13
第9節 10	328	60	個人情報帳票類の保管、管理、廃棄の過 程の記録 (大田文化の森情報館)	措置済	文化芸術 推進課	14
11	329	61	業務受託者の個人情報保護に関する研 修実施状況の確認 (大田文化の森情報館)	措置済	文化芸術 推進課	15
12	330	61	指定管理者、図書館業務受託者が情報シ ステム機器等を持込・回収する場合の事 前許可 (大田文化の森情報館)	措置済	文化芸術 推進課	16
13	340	65	指定管理者、図書館業務受託者が情報シ ステム機器等を持込・回収する場合の事 前許可 (田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー)	措置済	田園調布 特別出張所	17
14	341	66	せせらぎ館の備品の現況調整 (田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー)	※措置中	田園調布 特別出張所	18
15	356	70	個人情報帳票類等の管理台帳の作成 (障がい者総合サポートセンター声の図書室)	措置済	障がい者総合 サポートセンター	19

16	357	70	「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ対策基準」における「図書館情報システム」名称 (障がい者総合サポートセンター声の図書室)	措置済	障がい者総合サポートセンター	20
17	357	70	指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可 (障がい者総合サポートセンター声の図書室)	措置済	障がい者総合サポートセンター	21
第10節 18	389	75	個人情報帳票類の網羅的な台帳管理	措置済	大田図書館	22
19	389	75	各図書館の業務フローに応じた個人情報帳票類の特定	措置済	大田図書館	23
20	390	75	個人情報帳票類の管理台帳の入力項目	措置済	大田図書館	24
21	390	75	個人情報帳票類の保管期間の考え方の統一と周知	措置済	大田図書館	25
22	390	76	情報端末機器の管理番号シールの誤り	措置済	大田図書館	26

指摘No.1（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区立図書館館則」の館外貸出図書資料数		
指摘 事項		
<p>「大田区立図書館館則」では、以下のとおり、「館外貸出しを受けることができる図書館資料数は全館を合わせて18点以内」と記載されているが、「大田文化の森条例施行規則」では「館外貸出しを受けることができる情報館資料の数は、情報館及び大田区立図書館の全館を合わせて18点以内」と記載されている。</p> <p>区立図書館においても、図書館資料と情報館資料の貸出が可能であり、「大田区立図書館館則」については、実際のルールと一致させ、館外貸出し受けることができる資料数は、「区立図書館の全館及び情報館を合わせて18点以内」であると記載を見直す必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘内容を踏まえ、大田区立図書館館則の改正を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.2（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区立図書館館則」の予約図書資料数		
指摘 事項		
「大田区立図書館館則」では、以下のとおり、「予約をすることができる図書館資料の数は、全館を合わせて18点以内」と記載されているが、「大田文化の森条例施行規則」では「予約をすることができる情報館資料の数は、情報館及び大田区立図書館の全館を合わせて18点以内」と記載されている。		
区立図書館においても、図書館資料と情報館資料の予約が可能であり、「大田区立図書館館則」については、実際のルールと一致させ、予約をすることができる資料数は、「区立図書館の全館及び情報館を合わせて18点以内」と記載を見直す必要がある。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘内容を踏まえ、大田区立図書館館則の改正を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.3（第4節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：各図書館の蔵書更新計画書内における目標数値の誤り		
指摘事項		
<p>①大森南図書館の令和6年度の蔵書更新計画書において、「1-2 蔵書数の推移」の令和3年度の蔵書数に、令和2年度の数値が記載され、適切に数値が繰り越されていなかった。資料作成に当たり今後は留意が必要である。</p> <p>②除籍の計画が、前々年度受入冊数の10%以内を目安にして策定されているかについて検証をしたが、一般書と同様、計画段階において、重点目標と整合していない館が見られる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>計画書や各種報告事項について、実態を把握するため正確に作成をするよう各館へ周知しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.4（第5節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ネットワーク機器の設置状況の改善		
指摘事項		
大田図書館内には、ネットワーク機器が設置されている。ネットワーク機器の管理状況を実見したところ、ネットワーク機器の筐体は施錠されておらず、また筐体は床にボルト等で固定されてはいなかった。ネットワーク機器が被害にあった場合、データセンターとの通信は不能になるため、サーバー等と同様に、ネットワーク機器も同程度の保全は必要であろう。よって、地震や人為的破壊等に備えるためにも、ネットワーク機器の筐体の施錠や固定は行うべきである。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘内容を踏まえ、大田図書館内にあるネットワーク機器を収納しているラックに施錠を施し、転倒防止ベルトで壁面と固定する対策を施しました。		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.5（第6節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：小破修繕工事にかかる「工事連絡票」の提出		
指摘事項		
<p>「令和5年度大田区立図書館指定管理 年間事業報告書」における「（3）設備・施設上の総括ほか B施設・設備等の修理状況」の「ア.施設・設備 修繕履歴」に列挙された内容と、「工事連絡票」を照合した結果、以下の8件について「工事連絡票」を確認することができなかったが、「工事連絡票」の提出が求められる小破修繕工事に該当する明細は1件で、他の7件については、小破修繕工事に該当しない備品修繕・処分費等であった。</p> <p>また、区の財産である図書館施設においてどのような修繕が行われるかを把握することは重要であり、事前に指定管理者に「工事連絡票」の提出を求め、事後であっても、その内容を確認する必要がある。そのため、小破修繕工事にかかる「工事連絡票」が適時に提出されていることを確認する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各指定管理者に対して、工事執行の際には事前に工事連絡票を提出し、適切な事務処理を行うよう改めて周知し、再発防止を図りました。</p> <p>また、工事連絡票にて内容を把握しているため、事務の効率化を図るとともに入力漏れを防ぐため、令和7年度分から年間事業報告書の様式を変更し、「B 施設・設備等の修理状況」欄を削除しました。</p>		
（令和7年度・1年目）		

指摘No.6（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：各図書館の受け持ち地域の重複、記載漏れ		
指摘事項		
<p>当該マニュアルには、各図書館の受け持ち地域が記載されている。</p> <p>しかし、久が原図書館の受け持ち地域には「東雪谷三丁目」が重ねて2回記載されていることから、当該マニュアルの修正が必要である。</p> <p>また大田にある次の地域については受け持ち地域に記載がされていない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> 大森本町一丁目、平和島五、六丁目、城南島四、五、六丁目、ふるさとの浜辺、 令和島一、二丁目 </div> <p>このうち、平和島六丁目、城南島五丁目、城南島六丁目、ふるさとの浜辺、令和島一丁目、令和島二丁目は人口ゼロではあるが、大森本町一丁目は約4,500人の人口があることから、受け持ち地域は漏れなく記載することが必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策など）		
<p>指摘内容をもとに、大田区立図書館業務マニュアルを修正しました。</p> <p>なお、町丁の中には、当区で示す年齢別・町丁別人口（毎年1月1日更新）において、住民登録がない地域もあります。このため、住民登録がない地域や、当該地域が市街化調整区域である場合などは、「住民登録がない地域は受け持ち地域に記載がない」旨記載しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.7（第8節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館システムの日常運用業務の記載見直し		
指摘事項		
当該マニュアルには、図書館システムの日常運用業務のうち、地域館の業務として、予約確保連絡メールの送信、督促メールの送信について、所定の手順での実施を求めているが、予約確保連絡メール、督促メールともに自動送信となっているため、記載を見直す必要がある。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘内容を踏まえ、大田区立図書館業務マニュアルの記述を改訂しました。		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.8（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：月次事業報告書の報告ルールの指導		
指摘事項		
<p>令和5年度の指定管理者の月次事業報告書を確認したところ、次のような事項が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大森東図書館の令和5年6月分 令和5年7月11日付け作成であり、期限の7日を超えていた。 ・池上図書館の令和5年12月分 令和6年1月8日付け作成であり、期限の7日を超えていた。 ・蒲田図書館の令和6年3月分 令和6年4月とあるが、作成日の記載がなかった。 ・大森南図書館の令和5年5月分 令和5年5月6日とあり、作成日が誤っていると考えられる。 <p>これらは「大田区立図書館業務マニュアル」による月次事業報告書の報告ルールに沿っていないと考えられる。そのため大田区は指定管理者に全ての月次事業報告書の報告を報告ルールに沿って提出するように指導することが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
各指定管理者に対し、書類の提出期限について、大田区立図書館業務マニュアル等に沿って厳守するよう改めて周知し、再発防止を図りました。		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.9（第8節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：月次事業報告書の「クレーム、要望等」報告		
指摘事項		
<p>浜竹図書館の令和5年7月分及び洗足池図書館の令和5年10月分について、月次事業報告書では「クレーム、要望等」について月間総件数が0件として報告されている。しかし館長会の議事録を確認すると浜竹図書館では同月にクレーム報告を挙げており、また洗足池図書館では同月に犯罪事件ありと報告している。どちらも月次事業報告書の「クレーム、要望等」に当てはまる事項かと考えられるため、月次事業報告書に記載するべきであったと考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>クレーム等については、別途、各館で相互に情報共有を行っています。事務の効率化を図るとともに入力漏れを防ぐため、令和7年度から月次事業報告書の様式を変更し、「クレーム、要望」欄は削除しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.10（第9節）	措置状況：措置済	部課名：地域未来創造部文化芸術振興課
項目：個人情報帳票類の保管、管理、廃棄の過程の記録（大田文化の森資料館）		
指摘事項		
<p>個人情報帳票類の管理簿を確認したところ、管理簿には保管場所、保管期間、処理過程（印字等の日時、枚数、処理日、処理者氏名、廃棄日、廃棄方法等）が明記されていなかった。個人情報の漏えい等が生じないようにするために、管理簿により、個人情報帳票類の保管、管理・廃棄の過程を明確に記録する必要がある。このため、必要項目を含めたフォーマットへの変更する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>新たなフォーマット「個人情報保管記録票」を作成しました。</p> <p>この記録票には個人情報を取り扱う保管場所、保管期間、処理過程等を明確に記載しています。</p> <p>作成した「個人情報保管記録票」は以下の方法で厳重に管理します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 記録票を整理しファイリングします。 2 ファイリングした記録票は施錠可能な場所に保管します。 <p>この「個人情報保管記録票」の導入と適切な運用により、個人情報の管理体制をさらに強化し、安全な情報管理を徹底していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.11（第9節）	措置状況：措置済	部課名：地域未来創造部文化芸術振興課
項目：業務受託者の個人情報保護に関する研修実施状況の確認（大田文化の森資料館）		
指摘事項		
<p>指定管理者である大田区文化振興協会へのモニタリングにおいては「個人情報保護、法令順守のため、マニュアルの整備や職員研修を実施しているか」を確認項目としているが、情報館図書コーナー業務の委託者である大田区文化振興協会には、受託者の研修内容の報告がなされていないため、受託者の研修の実施状況については指定管理者モニタリングでは確認がなされていないことになる。モニタリングでは指定管理者である大田区文化振興協会のみでなく、大田区文化振興協会が委託している業務についても、同様の確認を実施するべきである。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和7年度の職員研修計画について、受託者から提出されています。</p> <p>当該研修計画には「個人情報保護」「カスタマーハラスメント」「救命救急講習」等が含まれています。また、研修実施後、その内容をまとめた報告書も提出予定です。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.12（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術振興課
項目：指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可（大田文化の森情報館図書コーナー）		
指摘事項		
<p>「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」では、指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合は、大田図書館長の事前許可を得て行うことが規定されている。情報館図書コーナーにおいては、大田区文化振興協会からの情報館図書コーナーの業務を委託された業務受託者が情報システム機器等を持ち込む場合に適用されることになるが、現状は、業務受託者の持込機器等についての事前許可の手続きが実施されていない。持込機器等が図書館情報システムネットワーク及び大田区行政情報ネットワークへの接続ができない環境が整備されているものの、セキュリティインシデント発生時の対応も踏まえ、指定管理者、図書館業務受託者の持込機器等の把握・管理が実施されるべきである。また、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上は、大田図書館長の事前許可が求められているが、（意見No.117）に記載したとおり、情報館図書コーナーにおいては、「情報セキュリティ実施基準」上で情報館図書コーナーのセキュリティ対策担当者である大田文化の森情報館長への報告が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>指摘内容を踏まえて、情報システム機器等の持ち込み及び回収に関する新たな手続を策定しました。この中で、「システム機器持込申請書」及び「システム機器回収通知書」の様式を作成しています。なお、システム機器とはパソコン、パソコンに接続可能な情報機器、ネットワーク通信機器になります。</p> <p>また、これらの機器を適切に管理するため、管理台帳も作成しました。これにより情報システム機器の持ち込み及び回収プロセスを明確化し、管理を徹底していきます。</p>		
（令和7年度・1年目）		

指摘No.13（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部田園調布特別出張所
項目：指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可（田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー）		
指摘事項		
<p>「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」では、指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合は、大田図書館長の事前許可を得て行うことが規定されている。図書サービスコーナーにおいても、図書サービスコーナーの指定管理者が情報システム機器等を持ち込む場合に適用されることになるが、現状は、指定管理者の持込機器等についての事前許可の手続きが実施されていない。持込機器等が図書館システムネットワーク及び大田区行政情報ネットワークへの接続ができない環境が整備されているものの（第5節システム参照）、セキュリティインシデント発生時の対応も踏まえ、指定管理者、図書館業務受託者の持込機器等の把握・管理が実施されるべきである。また、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上は、大田図書館長の事前許可が求められているが、（意見No.117）に記載したとおり、図書サービスコーナーにおいては、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上でせせらぎ館図書サービスコーナーのセキュリティ対策担当者である大田区立田園調布せせらぎ公園・大田区田園調布せせらぎ館統括責任者への報告が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田図書館と協議の上、大田図書館情報セキュリティ実施手順を改訂（令和7年8月6日決定）し、図書館システムネットワーク及び大田区行政情報ネットワークへの接続ができない環境であっても指定管理者、図書館業務受託者の持込機器等の把握・管理の実施を明確化しました。</p> <p>当該実施手順に基づき、大田図書館長への事前許可の実施とともに、図書サービスコーナーにおいては、セキュリティ対策担当者である大田区立田園調布せせらぎ公園・大田区田園調布せせらぎ館統括責任者への報告を徹底しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.14（第9節）	措置状況： ※措置中	部課名：地域未来創造部田園調布特別出張所
項目：せせらぎ館の備品の現況調整	（田園調布せせらぎ館図書サービスコーナー）	
指摘事項		
<p>田園調布特別出張所では、せせらぎ館の備品の現況調整については、「毎年度1回一定の期日」には実施せず、隔年で備品一覧と現物の確認を実施しているとのことである。備品の金額は、区有財産として毎年度公表されており、報告される備品の実在性については毎年確認されるべきであることから、せせらぎ館の備品についても、毎年度1回一定の期日で現況調査を実施するべきである。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>指摘内容及び大田区会計事務規則の規定に沿って、田園調布特別出張所において、毎年度1回、一定の期日に田園調布せせらぎ館の備品現況調査により備品一覧と現物の確認を実施します（実施期日調整中）。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.15（第9節）	措置状況：措置済	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：個人情報帳票類等の管理台帳の作成（障がい者総合サポートセンター声の図書室）		
指摘事項		
<p>業務上、基本的には個人情報帳票類等を出力することではなく、管理対象となる個人情報帳票類等も少なく、定期的な処分が必要ではないことから、個人情報帳票類等の管理・処分過程を管理する台帳等は作成していない。しかし、個人情報の漏えい等が生じないようにするために、保管される個人情報を網羅的に把握し、個人情報帳票類等の保管場所・数量や、登録を削除した利用登録者に関する個人情報帳票等が一定の時期に適切に廃棄されていることを管理する必要がある。このため、保管される個人情報帳票等については、台帳を作成のうえ管理する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>委託事業者との連携が十分でなかつたため、当日の事業説明に齟齬が生じてしましましたが、個人情報帳票等の管理台帳について、実際には声の図書室業務委託受託者が表計算ソフトExcelで作成し、パソコンのファイルにパスワードを設定の上、適正に管理しています。</p> <p>今後の監査等において誤解を招かないように、区担当者及び委託業者間で文書、台帳等の保管場所を明確にし、適切に対応していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.16（第9節）	措置状況：措置済	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ対策基準」における「図書館情報システム」名称		
指摘事項		
<p>「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ対策基準」において、声の図書室で使用されている図書館情報システムが対象システムとされるが、当該基準の対象システムの一覧において「図書管理システム」と記載されているため、「図書館情報システム」と修正する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田区では総務課（内部統制・情報セキュリティ担当）が定める「大田区情報セキュリティ対策基準」に基づき、各所属において実施する具体的な手順を定めることが正式な手続であるため、名称を「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ対策基準」から「障がい者総合サポートセンター情報セキュリティ実施手順」に修正しました。</p> <p>また、大田図書館に正式名称を確認の上、令和7年4月1日付け、対象システム一覧における「図書管理システム」を「図書館システム」に改正しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.17（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター		
項目：	指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可（障がい者総合サポートセンター声の図書室）			
指摘事項				
<p>「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」では、指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合は、大田図書館長の事前許可を得て行うことが規定されている。声の図書室においては、声の図書室の業務を委託された業務受託者が情報システム機器等を持ち込む場合に適用されることになる。声の図書室においては、業務受託者の情報システム機器等の持ち込み、及び当該機器を使用した声の図書室の登録利用者情報等の取扱いについては、区の個人情報審議会により承認済みである。しかし、業務受託者の持込機器等により、声の図書室の登録利用者情報等が取り扱われていることから、セキュリティインシデント発生時の対応も踏まえ、指定管理者、図書館業務受託者の持込機器等の把握・管理が実施されるべきである。また、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上は、大田図書館長の事前許可が求められているが、（意見No.117）の記載内容に準じて、声の図書室においては、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上で声の図書室のセキュリティ対策担当者である障がい者総合サポートセンターチーフへの報告が望まれる。</p>				
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）				
<p>指摘内容を踏まえ、大田図書館が定める「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」について、情報システム機器等を持込・回収する場合の大田図書館長の事前許可については、各セキュリティ管理者へ報告するという内容に改正しました。今後は、基準に基づき、適切に処理を実施します。</p> <p>また、声の図書室の登録利用者情報等を取扱う業務受託者の情報機器については、機器の端末番号と使用者を常に把握するため、機器追加・更新時には必ず報告を受ける体制に変更しました。</p>				
(令和7年度・1年目)				

指摘No.18(第10節)	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：個人情報帳票類の網羅的な台帳管理		
指摘事項		
<p>個人情報の漏えい等が生じないようにするために、保管される個人情報帳票類を網羅的に特定し、管理する必要がある。一部の個人情報帳票類については、管理簿への記入は行わず、個人情報帳票類の作成された時期毎にファイリングし、所定の場所等で保管して、廃棄するまでを管理している図書館があった。しかし、保管すべき個人情報帳票類が特定され、保管されてから廃棄されるまでの過程を記録することで個人情報の漏えい等が生じないように管理できるため、保管される個人情報帳票類を網羅的に管理簿で管理する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区では「個人情報が記載されている帳票等の取扱いについて」（平成19年3月28日18大図発第10599号大田図書館長決定）において、帳票類の取扱い等について明記しています。同通知では「個人情報保管調査書」として、27の個人情報関連帳票を列挙しており、今後は同調査書に記載のある帳票類を「大田区立図書館において管理対象とする個人情報帳票類」として取り扱います。</p> <p>なお、本指摘内容を踏まえ、各館へは個人情報の管理徹底について改めて周知を行いました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.19(第10節)	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：各図書館の業務フローに応じた個人情報帳票類の特定		
指摘事項		
<p>個人情報の漏えい等が生じないようにするために、保管される個人情報帳票類を網羅的に特定し、管理する必要がある。各図書館の業務フロー等の相違により、作成される個人情報帳票類に差が生じている。このため、各図書館で管理対象とすべき個人情報帳票類を特定する必要があることから「個人情報が記載されている帳票等の取扱いについて」等において、管理対象とすべき個人情報帳票類を特定する必要があることについて追記する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各館において、現状運用している個人情報の管理帳票の確認をした際、独自の書式を使用している館があることを把握しました。本指摘内容を周知の上、各館における対応状況を確認済みです。引き続き、モニタリングの機会などを通じ、運用状況を確認していきます。</p> <p>なお、周知内容は次のとおりです。</p> <p>「大田区立図書館において管理対象とする個人情報帳票類」に定める帳票について、その保管期間に則り適切に保管・処分をお願いします。また、各図書館において収集・作成する個人情報は必要最小限とし、やむを得ず収集する場合には、「その他の個人情報関連文書」として取扱い、管理徹底をお願いします。</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.20(第10節)	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：個人情報帳票類の管理台帳の入力項目		
指摘事項		
<p>各館で任意の管理簿を使用して管理がされているが、個人情報の漏えい等が生じないようにするためには、管理簿により、個人情報帳票類の保管から廃棄の過程までを記録する必要がある。必要項目を含めた統一のフォーマットを採用するか、各図書館で任意の管理簿を使用する場合はモニタリング時に管理簿の作成状況等についても確認項目とする必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>指摘内容を踏まえ、各館へ周知を行いました。今後、モニタリングの機会などを通じ、運用状況を確認の上、保管から廃棄までの記録の徹底を図ります。</p> <p>なお、周知内容は次のとおりです。</p> <p>「大田区立図書館において管理対象とする個人情報帳票類」において保管期間を定めています。包括外部監査から指摘のあった「保管期間の考え方」については以下のとおりです。次の具体例を参考に適切な時期に処分を行ってください。</p> <p>(例1 保管期間3か月の帳票) 7月に作成（入手）した個人情報帳票→10月末までの保管し、11月に廃棄</p> <p>(例2 保管期間3年の帳票) 令和3年度に作成（入手）した個人情報帳票→令和7年度に廃棄</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.21(第10節)	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：個人情報帳票類の保管期間の考え方の統一と周知		
指摘事項		
<p>「個人情報が記載されている帳票等の取扱いについて」の別紙「個人情報保管調査書」に、帳票ごとの「保管期間」が記載されているが、各図書館で統一的な取扱いとなるように、「保管期間」の考え方について周知する必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>指摘内容を踏まえ、個人情報帳票の保管期間について、改めて各館へ周知しました。今後、モニタリングの機会などを通じ、運用状況を確認していきます。</p> <p>なお、周知内容は次のとおりです。</p> <p>「大田区立図書館において管理対象とする個人情報帳票類」において保管期間を定めています。包括外部監査から指摘のあった「保管期間の考え方」については以下のとおりです。次の具体例を参考に適切な時期に処分を行ってください。</p> <p>(例1 保管期間3か月の帳票) 7月に作成（入手）した個人情報帳票→10月末までの保管し、11月に廃棄</p> <p>(例2 保管期間3年の帳票) 令和3年度に作成（入手）した個人情報帳票→令和7年度に廃棄</p>		
(令和7年度・1年目)		

指摘No.22(第10節)	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：情報端末機器の管理番号シールの誤り		
指摘事項		
利用者が使用するPC 2台について、いずれも同じ管理番号のシールが貼ってあったため、管理台帳等に基づいた正しい管理番号へ貼り替える必要がある。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指摘内容を踏まえ、該当館のPCについて、速やかに正しい管理番号シールを貼付しました。		
(令和7年度・1年目)		

【意見 132 件】(P25~160) (7年度措置状況・1年目)

意見 No.	報告書 ページ	概要版 ページ	【概要版】項目	措置 状況	措置状況 回答所管課	本書 ページ
第1節 1	24	9	区立図書館の基本的運営方針を策定・公表	参考扱	大田図書館	36
2	24	9	区立図書館の各取組における指標、数値目標の設定	参考扱	大田図書館	37
3	25	10	区立図書館における図書館協議会の設置	参考扱	大田図書館	38
4	35	10	新おおた重点プログラムにおける区立図書館の取組実績の報告項目	参考扱	大田図書館	39
5	41	10	「大田区子ども読書活動推進計画」の各取組と指標の関連性	参考扱	大田図書館	40
6	44	11	「大田区子ども読書活動推進計画」の目標値設定の精緻化	参考扱	大田図書館	41
7	44	11	「大田区子ども読書活動推進計画」の指標設定	参考扱	大田図書館	42
8	45	11	「大田区子ども読書活動推進計画」の目標値の設定前提	参考扱	大田図書館	43
第2節 9	69	14	「特別貸出」時の業務フロー	※検討中	大田図書館	44
10	71	15	「特別貸出」以外の責任者判断が必要とされる業務の業務フロー	※検討中	大田図書館	45
11	71	15	来館せずに可能な利用手続き	※検討中	大田図書館	46
12	77	16	年代別利用登録者数等のデータ蓄積	※検討中	大田図書館	47
13	85	16	レファレンス業務の効率化	参考扱	大田図書館	48
14	85	17	有料データベース数	※検討中	大田図書館	49
15	86	17	公衆無線 Wi-Fi による有料データベースの利用	参考扱	大田図書館	50

16	90	18	特設コーナーのレファレンスの利用促進	※検討中	大田図書館	51
17	96	18	学校図書館支援事業の各校現状分析における確認項目	参考扱	大田図書館	52
18	96	18	学校図書館支援事業の各校現状分析における貸出冊数の確認	措置済	大田図書館	53
19	97	19	学校支援事業の月次報告資料の重複項目の見直し	措置済	大田図書館	54
20	99	19	区立図書館ホームページの外国語翻訳対応	参考扱	大田図書館	55
21	99	19	日本語以外を母国語とする利用者向けサービスの促進	参考扱	大田図書館	56
22	105	19	多目的室/集会室の利用状況の管理、及び多目的室への一本化	参考扱	大田図書館	57
23	109	20	区立図書館と声の図書室の音訳ボランティアの一元管理	参考扱	大田図書館	58
24	114	21	ビジネス支援サービスの促進	※検討中	大田図書館	59
第3節 25	120	22	障がい者サービスの利用登録者の範囲	措置済	大田図書館	60
26	142	23	障害のある職員の雇用	参考扱	大田図書館	61
27	144	23	障害者サービスに関する職員研修・広報パンフレットの作成等の指定管理者における予算設定	※検討中	大田図書館	62
28	144	23	指定管理者の障害者関係の研修会への参加の促進	※検討中	大田図書館	63
29	145	24	心身障害者用ゆうメールの発受施設の届出、及び聴覚障害者用ゆうメールの発受施設の指定	※検討中	大田図書館	64
30	145	24	区立図書館のサピエ登録	※検討中	大田図書館	65

31	149	24	拡大読書器全館設置、視覚障害者向けソフトウェア等の導入	参考扱	大田図書館	66
32	150	24	デイジー図書等の設置	※検討中	大田図書館	67
33	151	25	デイジー図書等の製作	措置済	大田図書館	68
34	152	25	全区立図書館での読書支援機器の提供	措置済	大田図書館	69
35	153	25	多様な種類の利用案内の提供	※検討中	大田図書館	70
36	153	25	全区立図書館での障害者サービス用資料の目録の提供	参考扱	大田図書館	71
37	154	25	合理的配慮の提供義務	参考扱	大田図書館	72
38	155	26	講演会・セミナーにおける障害者への配慮	参考扱	大田図書館	73
39	156	26	「障がい者総合サポートセンター声の図書室」との連携	措置済	大田図書館	74
40	156	26	障がい者サービスにかかる学校図書館との連携	措置済	大田図書館	75
41	157	27	障がい者用駐車スペースの設置 (久が原・下丸子図書館)	参考扱	大田図書館	76
42	157	27	障がい者用駐車マークの塗装 (羽田図書館)	※検討中	大田図書館	77
43	157	27	障がい者用駐車スペースの設置 (入新井図書館)	参考扱	大田図書館	78
44	158	27	障がい者用駐車スペースの共用 (蒲田駅前図書館)	措置済	大田図書館	79
45	158	27	エレベーターの設置 (大田図書館)	参考扱	大田図書館	80

46	158	28	エレベーターの設置 (大森南図書館)	参考扱	大田図書館	81
47	158	28	入口付近のスロープの傾斜 (大田図書館)	参考扱	大田図書館	82
48	158	28	入口付近のスロープと道路の設置角度 (大森南図書館)	参考扱	大田図書館	83
49	159	28	バリアフリートイレの設置 (大田・馬込・入新井・羽田図書館)	※検討中	大田図書館	84
50	159	28	シャワートイレの設置 (大森東・大森西図書館)	※検討中	大田図書館	85
51	159	28	盲導鈴(チャイム)の設置 (大田・大森南・大森東・大森西・入新井・池上・洗足池・浜竹・六郷・下丸子・多摩川・蒲田駅前図書館)	参考扱	大田図書館	86
52	159	29	インターфонの設置場所 (大田・大森西・洗足池・羽田・下丸子・多摩川図書館)	※検討中	大田図書館	87
53	159	29	図書館外の点字誘導ブロックの設置 (入新井・馬込・六郷・多摩川・蒲田図書館)	参考扱	大田図書館	88
54	160	29	図書館内の点字誘導ブロックの設置 (大森南・入新井・馬込・蒲田図書館)	参考扱	大田図書館	89
55	160	29	図書館内の点字誘導ブロックの設置 (大森南・洗足池・浜竹・六郷・蒲田駅前図書館)	参考扱	大田図書館	90
56	160	30	点字誘導ブロックの配色 (大森東・久が原・洗足池・羽田図書館)	※検討中	大田図書館	91
57	160	30	ピクトグラムの活用 (大森南・馬込・洗足池・蒲田・蒲田駅前図書館)	※検討中	大田図書館	92
58	161	30	対面朗読室の障害者のための読書室等としての利用	参考扱	大田図書館	93
59	161	31	図書館内のレイアウト (馬込図書館)	参考扱	大田図書館	94
60	161	31	書架の案内表示 (六郷図書館)	措置済	大田図書館	95

第4節 61	166	32	資料費の予算設定の精緻化	措置済	大田図書館	96
62	167	32	音訳者等謝礼金-対面朗読の予算設定の精緻化	措置済	大田図書館	97
63	169	33	「集中選書」の内容の見直し	措置済	大田図書館	98
64	170	33	「集中選書」における開架新鮮率の目標の見直し	※検討中	大田図書館	99
65	173	33	「集中選書」における除籍数の目標の見直し	※検討中	大田図書館	100
66	175	34	「大田区立図書館選書基準」の開示	※検討中	大田図書館	101
67	176	34	選書ツールの見直し	※検討中	大田図書館	102
68	178	34	「大田区立図書館児童資料選書基準」、「児童担当者心得帖 選書実務編」の開示	※検討中	大田図書館	103
69	184	34	図書選択論	措置済	大田図書館	104 105
70	196	36	除籍数の計画と実績管理	参考扱	大田図書館	106
第5節 71	206	37	長期的なシステム投資計画の立案・開示	参考扱	大田図書館	107
72	208	38	図書館情報システムの管理体制	措置済	大田図書館	108
73	215	39	情報端末等処分時の処理方法及び手続	措置済	大田図書館	109
74	217	39	自動ウイルススキャン設定の必要性	参考扱	大田図書館	110
75	217	40	外部接続デバイスのログ取得	参考扱	大田図書館	111

76	218	40	外部デバイスの一元的管理・制御	参考扱	大田図書館	112
77	219	40	生体認証によるシステムログイン	参考扱	大田図書館	113
78	220	40	ユーザー申請電子決裁利用による効率化	参考扱	大田図書館	114
79	225	41	ログの適切な管理・有効利用	参考扱	大田図書館	115
80	226	41	端末に対する不正プログラム検知システムの構築	参考扱	大田図書館	116
81	230	42	電子書籍貸出サービスの利用者の利便性の向上	参考扱	大田図書館	117
82	232	42	生成AI利用におけるセキュリティ対策	参考扱	大田図書館	118
第6節 83	244	43	地域別人口に応じた図書館の環境整備の検討	※検討中	大田図書館	119
84	245	43	利便性の高い立地における図書館の新設・移転計画の検討	※検討中	大田図書館	120
85	250	44	区立小中学校等における地域図書館の併設	参考扱	大田図書館	121
86	252	44	「年間事業報告書」における施設・設備等の修理状況の報告範囲	措置済	大田図書館	122
87	253	45	工事契約にかかる複数見積の入手	措置済	大田図書館	123
88	256	45	防犯カメラの導入の検討	※検討中	大田図書館	124
第7節 89	263	46	人員配置表における司書資格保有者の常駐状況の明確化	措置済	大田図書館	125
90	265	46	業務日報、月報、年報フォーム見直し	措置済	大田図書館	126

91	265	46	日報と月報の記載欄の整合性	措置済	大田図書館	127
92	266	46	月報と年報の記載欄の整合性	措置済	大田図書館	128
93	267	46	業務委託の長期継続契約	※検討中	大田図書館 経理管財課	129 130
第8節 94	278	50	選考基準における経営能力の配点	参考扱	大田図書館	131
95	285	50	上下水道料の予算設定の精緻化	参考扱	大田図書館	132
96	292	51	年報における記入不備項目の修正	措置済	大田図書館	133
97	292	51	月報、年報フォーム見直し	措置済	大田図書館	134
98	299	52	「施設所管課総合所見」欄における最終的な評価結果の記載	措置済	大田図書館	135
99	300	52	通常時モニタリングの実施項目の精緻化	参考扱	企画課	136
100	301	53	モニタリング評価基準の見直し	参考扱	企画課	137
101	303	54	利用者アンケート実施方法の見直し	参考扱	大田図書館	138
102	305	55	利用状況調査のクロス集計結果の分析結果	参考扱	大田図書館	139
103	306	55	ウェブアンケートの導入	参考扱	大田図書館	140
104	309	55	図書館に来館しない区民へのアンケート項目の追加	参考扱	大田図書館	141
105	311	55	財務審査における指標推移分析	参考扱	企画課	142

106	313	55	財務審査における基準値設定	参考扱	企画課	143
107	313	56	財務審査項目の見直し	参考扱	企画課	144
108	313	56	財務審査の意見の記載方法	措置済	企画課	145
109	316	56	指定期間の長期化	参考扱	企画課	146
110	316	57	指定管理者の選定プロセスの公表	措置済	企画課	147
111	316	57	指定管理者の職員の継続雇用	参考扱	大田図書館	148
112	318	57	人件費の高騰への対策	措置済	大田図書館	149
第9節 113	325	59	情報館図書コーナーにおける障がい者 サービスの提供 (大田文化の森情報館)	参考扱	文化芸術 推進課	150
114	326	60	情報館図書コーナーにおけるデータベ ースサービスの提供 (大田文化の森情報館)	参考扱	文化芸術 推進課	151
115	328	60	個人情報の管理状況に関するモニタリ ングの実施 (大田文化の森情報館)	措置済	文化芸術 推進課	152
116	329	61	業務受託者の研修実施状況の報告 (大田文化の森情報館)	措置済	文化芸術 推進課	153
117	330	61	指定管理者、図書館業務受託者が情報 システム機器等を持込・回収する場合 の事前許可の申請先 (大田文化の森情報館)	措置済	大田図書館	154
118	331	62	大田図書館によるモニタリング実施 (大田文化の森情報館)	参考扱	文化芸術 推進課	155
119	332	62	情報館資料の選書確定、及び発注登録 の業務フロー (大田文化の森情報館)	参考扱	文化芸術 推進課	156
120	332	62	情報館資料の選書における独自の選書 基準の設定 (大田文化の森情報館)	※検討中	文化芸術 推進課	157

121	333	64	情報館資料の蔵書更新計画の作成・管理（大田文化の森情報館）	措置済	文化芸術 推進課	158
122	342	66	「せせらぎ文庫」の図書館情報システムによる管理（田園調布せせらぎ館）	参考扱	田園調布 特別出張所	159
123	347	68	声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス登録手続きの一本化（障がい者総合サポートセンター）	参考扱	障がい者総合 サポートセンター	160
124	349	69	声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービスの統合（障がい者総合サポートセンター）	参考扱	障がい者総合 サポートセンター	161
125	354	70	定期発行物の音訳資料の区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス利用登録者への発送（障がい者総合サポートセンター）	措置済	障がい者総合 サポートセンター	162
第10節 126	365	72	個人情報取扱い状況に係る記録の区への報告・保管	参考扱	大田図書館	163
127	369	73	施設等の維持管理業務に関する「仕様書集」の更新	参考扱	大田図書館	164
128	377	73	不明資料の点検実施頻度の見直し	※検討中	大田図書館	165
129	378	73	責任者による処理内容の確認結果の証跡	※検討中	大田図書館	166
130	379	74	図書館システムへの利用者登録における内容確認手続き	※検討中	大田図書館	167
131	381	74	他自治体借用資料の返却処理の責任者による確認	※検討中	大田図書館	168
132	385	74	地域資料等の収集、及びデジタル化による保存	参考扱	大田図書館	169

意見No.1（第1節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館の基本的運営方針を策定・公表		
意見事項		
<p>区立図書館では、「大田区基本構想」の下で、「新おおた重点プログラム」「おおた教育ビジョン」「大田区子ども読書活動推進計画」「おおた生涯学習推進プラン」が策定され、区立図書館の事業における取組が行われているが、図書館としての基本的運営方針は策定・公表されていない。区立図書館の基本的運営方針は、大田区の基本構想にのっとって策定されることになるため、同じく基本構想にのっとった各プランにおける目標、取組は整合していると考えられるものの、図書館の基本的運営方針が策定・公表されていない場合、各プランの図書館における取組が、現状の図書館として達成すべき目標のためのるべき取組であるか否か、また、あるべき取組であった場合でもそれが明確にされていないことになる。このため、区立図書館の現状を分析し、達成すべき目標を確認し、区立図書館の基本的運営方針を策定・公表するとともに、各プランの取組が、区立図書館の目標を達成すべく設定された取組であることを体系的に示すことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田区立図書館の今後のあり方については、平成30年に学識経験者や区民代表等の有識者による懇談会やパブリックコメントの意見、区議会こども文教委員会での議論を経て、教育委員会において決定しています。</p> <p>区立図書館各館の基本的な運営方針は指定管理者が各期にその目標を定めています。また、ご意見にもある「おおた教育ビジョン」「大田区こども読書活動推進計画」を含む、関連する計画において図書館の取組を位置付け、概ね各年度に評価をしている状況です。</p> <p>以上を踏まえ、引き続き現在ある各種計画との整合性を持ち、適切に進捗管理を進め、図書館の事業運営を行っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.2（第1節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館の各取組における指標、数値目標の設定		
意見 事項		
<p>区立図書館では、「大田区基本構想」の下で、「新おおた重点プログラム」「おおた教育ビジョン」「大田区子ども読書活動推進計画」「おおた生涯学習推進プラン」が策定され、区立図書館の事業における取組が行われているが、各取組における指標、数値目標が設定されていない。現状分析の結果、何をどの程度達成すべきなのかを明確にし、目標を達成するための取組の決定、実施、評価、評価結果に応じて見直した各取組の実施等のPDCA等に基づく計画の管理を実施することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>「おおた教育ビジョン」においては「図書館の貸し出冊数」を定量的な指標として取り上げ、学びの環境整備状況について確認をしています。</p> <p>一方、図書館事業は多岐にわたり、全ての取組を数値化することが困難な事業もあります。例えば、読書活動の推進に関する指標や、地域文化の醸成などが、定量的な評価が難しい事業として考えられます。</p> <p>今後も、数値的な指標も把握しながら、モニタリング等の機会を通じ数値化が難しい状況も確認を行い、必要な情報について評価・公表を実施していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.3（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館における図書館協議会の設置		
意見事項		
<p>区立図書館では、図書館協議会が設定されていない。現状、図書館の基本運営方針は策定されておらず、区の各プランの取組における指標、目標設定はされていないことから、第三者における点検及び評価等も実施されていない。今後、図書館の基本的運営方針の策定、図書館の取組の指標及び目標値の設定、目標及び事業計画の達成状況等の点検及び評価については、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるように、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民等の関係者・第三者で構成される図書館協議会を設置することも検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>図書館協議会の設置について、目的や役割について整理を行い、必要性について検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.4（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：新おおた重点プログラムにおける区立図書館の取組実績の報告項目		
意見事項		
<p>実績として、支援対象である「教員及び学校図書館ボランティア等（人）」、「延べ回数」「延べ時間」が報告されているが、学校図書館支援事業は「学校図書館の利用促進と児童の読書活動推進を図るため、学校と地域ボランティアが連携し、「児童・生徒が積極的に利用する魅力ある学校図書館」として整備、円滑に運営されるように支援することを行うこと」を目的として実施されている事業である。実施した内容の報告に加えて、結果としての各校での貸出数等の利用状況を報告項目として加えることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>貸出数等の増減については、学校図書館支援事業の取組だけでなく、学校独自での取組も影響するものであり、一律に区立図書館の取組実績の数値として扱うのは課題と考えますが、今後も、小・中学校の読書学習司書と連携を進め、児童生徒への読書活動支援などにつながるよう学校図書館の整備や支援に一層取り組んでいきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.5（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区子ども読書活動推進計画」の各取組と指標の関連性		
意見事項		
<p>図書館に関連する指標として①区立図書館の児童図書蔵書数、②区立図書館の児童図書貸出数（個人貸出）が設定されている。読書活動の推進の結果として、最終的には児童図書貸出数（個人貸出）が増加されるであろうことから設定された指標と思われるが、読書活動推進計画における各取組との関連性がわかりづらいものとなっている。最終的な指標である児童図書貸出数（個人貸出）をいくつかの指標に分解し、各指標を各取組と紐づけたうえで、各取組の目標値を設定する、もしくは計画の進捗管理のためにも各取組の目標値を設定することが望まれる。各取組に指標を設定することで、目標値の設定（P）、取組の実施（D）、達成状況の分析（C）、分析結果に基づく再取組み（A）のP D C Aサイクル等による進捗の管理も可能となる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>計画における指標として①区立図書館の児童図書蔵書数、②区立図書館の児童図書貸出数を取り挙げていますが、「区立図書館における魅力ある児童コーナーづくり」「お話会の開催」などの事業は、来館を促進することなども踏まえ、一定程度の関連性があるものと捉えています。今後も、必要に応じて設定指標の実績値を分析し、各取組との関連性を明確にし、効果検証、改善に繋げていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.6（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区子ども読書活動推進計画」の目標値設定の精緻化		
意見事項		
<p>第3次計画の終了時点で児童図書蔵書数は449,163冊と、目標460,000冊に対する達成率97.6%と低くはないものの、当初想定した毎年5,000冊程度の増加に対して、第3次計画期間中の毎年平均増減数2,683冊と、達成率53.66%と目標から大きく乖離している。</p> <p>毎年の増加数は、平成27年度等の過去実績を基づいたものと考えられるが、六郷図書館の建替計画は目標設定時点では決定されていることや、書庫の許容スペース等も勘案し、一般書を含めた蔵書の増加可能数等も勘案して目標値を決定すべきと考える。</p> <p>また、令和6年度に策定された第4次計画では、区立図書館の児童書数の目標値については、第3次計画の目標値を据え置いた460,000冊となっている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>次回、第5次計画策定などにおいては、区の状況（見通せる限りでの整備計画など）や図書館情勢を踏まえた適切な蔵書数となるよう、必要に応じて蔵書数の目標値の見直しを図っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.7（第1節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区子ども読書活動推進計画」の指標設定		
意見事項		
<p>令和5年度末における児童図書蔵書数が454,215冊に対して、第4次計画の目標は、計画終了時点で460,000冊、計画期間で5,785冊増加(+1.2%)の設定となっており、第3次計画と比べると大幅に目標値が減少している。蔵書数の増加が書庫スペースの観点等から難しいのであれば、更新率や他の目標値の採用等も検討されることが望まれる。また、蔵書数の目標値の水準は下げずに、加えて、1年間100冊迄の貸出ができる学校貸出数の増加を目標値として設定することも一案として考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>蔵書数の目標値については、図書館の機能を充実させることにつながり、文部科学省の図書館調査の図書冊数項目としても重要です。その他の指標の設定については今後の参考とします。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.8（第1節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
-------------	----------	----------------

項目：「大田区子ども読書活動推進計画」の目標値の設定前提

意見 事項

第3次計画までの目標値「区立図書館の児童書貸出数（個人貸出）」については、貸出対象者等の条件ではなく、保護者等による児童書の貸出も対象となっていたが、第4次計画では、0歳から12歳の児童への貸出数に変更された。子どもの読書活動推進における「幼児期」を対象とした取組については、就学前の児童の利用登録者数は、就学後の児童の利用登録者数と比しても少ないことから、幼児期の児童が自身の共通かしだしカードにより貸出をする割合が低い可能性もあり、取組結果の指標とすることが適切であるとは考えられにくく、他の指標による目標設定することが望まれる。なお、令和6年12月時点での0歳～12歳の年齢別利用登録者数は以下のとおりであり、6歳以下の利用登録者数は5,493人となっており、7歳以上と比べて少なくなっている。

措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）

「0歳から12歳の児童への貸出数」の指標については、子ども自身の図書館利用を直接測る指標にもなるため、必要性があると捉えています。

第4次計画においては本指標を継続することで、経年変化を把握するとともに、次期計画策定においては結果を検証し、指標の有効性について検討を進めていきます。

（令和7年度・1年目）

意見No.9 (第2節)	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「特別貸出」時の業務フロー		
意見事項		
<p>個人貸出しは、「大田区立図書館館則」第7条に従って実施され、利用者から申出があつた場合には、館長（もしくは責任者）の判断により、通常の貸出数（7項）、貸出期間（8項）、館外貸出資料（9項）等の条件とは異なる「特別貸出」を実施することが可能となっている。一方、図書館情報システムにおける「特別貸出処理」は、カウンター業務を行うスタッフに付与される「カウンター業務」権限の処理となっており、責任者による判断や決定がない状況においても、カウンター業務を行うスタッフにより実施可能となっている。</p> <p>本来であれば、業務フローに沿った適切な権限が図書館情報システム上でも設定されることが望ましいが、図書館情報システムでは「カウンター業務」に含まれる処理ごとに権限設定することができないため、特別貸出の処理のみを責任者の権限として設定することはできないとのことである。</p> <p>実際の特別貸出の処理が行われる状況としては、ビッグブック等の児童財産を貸し出すケース、予約した図書資料を受け取りに来館した利用者の共通かだしカードの有効期限が切れていたが、本人確認書類の所持が無く、未更新のまま貸し出しをするケースが大部分である。このようなケースでは、誤った判断を行うリスクは低く、カウンター内に責任者が常時いないことから、カウンターで受付をしたスタッフが処理を実施し、事後的に責任者に報告する業務フローとなっているとのことである。また、一夜貸し等の特殊なケースにおいては、事前に図書館への相談がある場合が多く、責任者が対応することであった。</p> <p>実際の特別貸出が実施される状況や、特別貸出を実施することによるリスクを踏まえ、どのようなコントロールを実施すべきかを見直しをすることが望まれる。具体的には、責任者の判断とすべき業務の見直しや、責任者の権限とする以外の方法でのコントロール（カウンタースタッフによるダブルチェック、経験の長いスタッフによる対応等で二人以上のスタッフが関与する、スタッフの処理後に責任者に報告されていない取引が無いかを図書館情報システム上で確認する等）が望ましい。</p> <p>なお、団体貸出しにおいても同様となっている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、特別貸出に関して、事務処理誤りなどが生じないよう業務マニュアルの改訂を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.10（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「特別貸出」以外の責任者判断が必要とされる業務の業務フロー		
意見事項		
特別貸出以外にも、「大田区立図書館業務マニュアル」においては、責任者による判断、承認が必要とされているものの、図書館情報システム上は「カウンター処理権限」とされている業務がいくつか確認できたため、同様に見直しを行うことが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、責任者による判断等が必要とされている業務に関して、処理権限上の誤りが生じないよう業務マニュアルの改訂を含め、検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.11（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：来館せずに可能な利用手続き		
意見事項		
<p>インターネット又は館内利用者端末(OPAC)からの予約には、あらかじめ図書館窓口で利用者登録とパスワードの登録が必要となる。また、登録したパスワードを忘れた場合においても図書館窓口での手続きが必要となる。「新おおた重点プログラム」の施策1-2-3では、「外出が制限される状況下でも図書館サービスを提供できる環境を整える」ための取組が実施され、図書館におけるインターネット環境の整備や、電子書籍サービスの導入が進められてきたが、利用手続き等についても、来館せずに可能な手続きを増やし、利便性を高めていくことが望まれる。</p> <p>港区立図書館では電子申請による新規利用登録、利用登録の更新・変更、パスワード新規登録・再登録が可能となっており、来館せずにできる手続きも増えていることがわかる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和7年12月に、利用者自身でのパスワード発行（再発行）を可能とするようシステム改修を行う予定です。</p> <p>WEB上の図書館利用手続きについては、本人確認方法等の課題を整理した上で、今後進めています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.12（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：年代別利用登録者数等のデータ蓄積		
意見事項		
<p>図書館情報システム上、年代別利用登録者数は照会時点での登録者数のみ照会が可能となっている。様々な利用者向けの取組の結果、区の施策検証等に向けた大田区区民意識調査や、図書館アンケートの回答結果を分析するためにも、年代別の登録利用者数についてはデータを蓄積されることが望まれる。また、加えて、年代別の貸出数、予約数、インターネット予約数等のデータも蓄積されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容の年代別貸出数などについては、図書館情報システムの統計機能を用いて算出することができます。また、令和7年度に汎用帳票という機能を新たに搭載し、任意のデータを抽出できる環境を整え、定期的なデータの蓄積を行っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.13（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：レファレンス業務の効率化		
意見事項		
<p>レファレンス件数の推移から、IC タグを活用したシステムの整備による業務効率化が、レファレンス件数の増加に寄与していることがわかるが、レファレンス件数の増加していることに対する、レファレンス業務の効率的かつ効果的な対応についても検討することが望まれる。</p> <p>具体的には、前掲の表では 23 区の区立図書館におけるレファレンスの受付方法や、レファレンスツールについてまとめているが、大田区立図書館においても、Web・メールでのレファレンス受付や、パスファインダー、レファレンス協同 DB 等の事例が参照できるレファレンスデータベースの公表等が考えられる。</p> <p>また、レファレンスの受付については、東京都立図書館協議会「都立図書館の DX とその先にあるサービス（提言）」で、図書館における DX による利便性向上のために、レファレンスサービスの DX についても提言がされている。具体的には、ウェブフォーム等を利用したオンラインレファレンスの充実や、AI の活用があげられ、開館日等の利用案内は AI チャットボットで対応し、複雑な質問等は、過去のレファレンス事例を参考に AI の支援を受けながら回答すること等が例示されている。</p> <p>さらに、大田区立図書館は、入新井図書館、池上図書館、蒲田駅前図書館を除いて、午後 7 時に閉館するが、入新井図書館にて午後 7 時以降の業務について質問したところ、仕事帰りに来館する利用者等も増え、利用者の対応が増える傾向にあり、加えて、他の図書館の利用登録者からの利用案内に関する電話問合せがくることもあるとの回答であった。このことから、利用時間の問合せ等の対応のために AI チャットボットの導入の検討の余地はあるのではないかと思われる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>レファレンスのオンライン受付や、AI チャットボットでの対応は、現在採用している区立図書館ホームページでは、搭載できない仕様です。令和 9 年度のシステム更改時に対応できるかを含め、引き続きシステムベンダーと調整します。</p>		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.14（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：有料データベース数		
意見事項		
<p>区立図書館では、朝日新聞「朝日クロスサーチ」、第一法規「D1-Law.com」が利用できるが、以下のとおり23区内の他の区立図書館では、他にも様々な有料データベースが利用可能となつており、大田区の有料データベースの種類は少ないことが確認できる。種類が多ければ良いものではないが、地域の特性や、利用者の動向を踏まえ、利用者の調査研究に資するデータベースの採用も検討することが望まれる。ものづくりのまちとして大田区の産業振興に資するような、経済・ビジネス、雑誌・論文のデータベース等を採用し、図書館ビジネス支援サービスの推進を図ることも考えられ、より幅広い層での図書館利用者の獲得につながることも考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和8年度に、ヨミダスや日経テレコン21等、利用者のニーズに合ったデータベースの増強を検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.15（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：公衆無線 Wi-Fi による有料データベースの利用		
意見事項		
<p>有料データベースの利用は、図書館のインターネット利用端末を用いて提供されることが多いが、中央区では、図書館の無線 Wi-Fi へアクセスすることでデータベースの利用が可能となり、図書館利用者にとっては、より気軽にデータベースを利用することが可能な環境となっている。区立図書館でも、平成 27 年度には、全館に公衆無線 LAN アクセスポイントが設置されたことから、公衆無線 Wi-Fi によるデータベースの利用も検討されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>採用するデータベースのログイン形式は、提供元に定められたものになります。引き続き館内設置の図書館利用者用インターネット端末での利用としますが、利用者のニーズを踏まえて検討していきます。</p>		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.16（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：特設コーナーのレファレンスの利用促進		
意見事項		
<p>「今後のあり方について」では、「特設コーナー」について「開設当初で周知が進んでいないことや、蒲田駅前図書館で今年度から介護相談の日を設けるなど、新たな試験的な取組が開始されていることから、適正な評価を行うには、もうしばらく時間が必要である」との評価がされている。平成28年は開設当初かつ12か月に満たない期間であるが、貸出数については、平成28年度比では増加しているものの、令和元年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減少時期はあるが、増加している傾向は見られない。また、レファレンス数についても、全体のレファレンス数（「第2項 情報サービス」参照）が大幅に増加しているものの、特設コーナーのレファレンス数については貸出数同様に、令和元年度以降の増加傾向は見受けられない。レファレンスについては、専門家の相談によるものであれば、受けられる件数にも限度があり数値だけでは判断できないが、レファレンス内容の事例を公表する等により周知を図り、利用を促進する必要があると考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、パスファインダー作成等により、レファレンス内容の事例を公表するなど、レファレンス機能の充実を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.17（第2節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：学校図書館支援事業の各校現状分析における確認項目		
意見事項		
<p>学校図書館支援事業は「学校図書館の利用促進と児童の読書活動推進をはかるため、学校と地域ボランティアが連携し、「児童・生徒が積極的に利用する魅力ある学校図書館」として整備、円滑に運営されるように支援を行うこと」を目的として実施されるものであり、「大田区子ども読書活動推進計画」における取組としても位置付けられている。このため、「大田区子ども読書活動推進計画」の小・中学校における指標についても、学校図書館と直接的に関連する指標以外も現状分析として確認されることが望ましい。具体的には、「大田区子ども読書活動推進計画」では、小・中学校における「月間読書冊数」、「一か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒数（不読率）」、「「学校図書館図書標準」100%以上達成した学校数」が指標とされており、各学校における「月間読書冊数」、「一か月間に一冊も読書をしなかった児童・生徒数（不読率）」も追加することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各学校における「月間読書冊数」や「不読率」について、図書館が把握することは、学校図書館支援を行っていく上で参考となり得る指標と思われます。</p> <p>必要に応じて、各校で把握している指標について共有を図っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.18（第2節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：学校図書館支援事業の各校現状分析における貸出冊数の確認		
意見事項		
【学校図書館利用状況】では、各学校の前年度の貸出冊数の記入欄が設けられているが、記載されていない「学校図書館支援事業実施計画報告書」も見受けられた。学校図書館支援事業の目的が「学校図書館の利用促進」であることからも、貸出冊数については、現状分析として把握すべき必須項目とすることが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、学校図書館支援事業実施計画報告書における記載内容を見直し、令和7年度分から全学校分が記載されるよう改訂しました。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.19（第2節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：学校支援事業の月次報告資料の重複項目の見直し		
意見事項		
各図書館では毎月、学校別の支援回数・時間数等を「各学校図書館支援状況」へかつ、図書館情報システムの催し物統計「学校図書館支援」で区に報告し、「月報」においても学校支援事業の実施時間数等が報告されている。実施回数・時間数、支援内容等は重複して入力が必要となっているため、業務効率の改善の観点からも、重複項目については報告の必要性を検討し、報告フォームを見直すことが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、月報の報告内容を見直し、令和7年度から当該項目を削除しました。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.20（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館ホームページの外国語翻訳対応		
意見事項		
<p>区立図書館ホームページでは、大田区ホームページにリンクされている「利用案内」「図書館案内」については、131言語、「利用者メニュー」は英語、中国語、韓国語での翻訳が可能となっている。しかし、区立図書館ホームページの「重要なお知らせ」や、「図書館からのお知らせ」が表示されるトップページの外国語対応がされていない。ブラウザの翻訳機能等のサービスにより翻訳することも可能であるが、図書館の最新の情報が表示されるページでもあることからトップページについても外国語の対応がなされることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現在採用している区立図書館ホームページでは、多言語対応できない仕様となっています。今後、需要などを踏まえ検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.21（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：日本語以外を母国語とする利用者向けサービスの促進		
意見事項		
<p>区立図書館では、様々な外国人向けサービスに取り組まれているが、小学校での英語授業の開始等もあり、英語に関する取組が多くなっている。一方で、大田区の外国人区民は英語以外を母国語とする国・地域の出身者が大半を占めている。既に大森南図書館の「やさしい日本語多読」シリーズ本の収集や、英語以外の言語でのお話し会の開催、日本語教室ボランティア等への活動場所の提供等の英語に限定されない外国人向けサービスは実施されているが、区立図書館の取組として、日本語以外を母国語とする区民、利用者への多様な学習機会の提供に関する取組についても促進していくことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大森南図書館や久が原図書館などの図書館で、外国語によるイベントを実施しています。また、羽田図書館では大田区の姉妹都市であるアメリカ・セーラム市のコーナーを設けるなど、外国語に触れ・学ぶ機会を作っており、引き続き指定管理者とも連携して取り組んでいきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.22（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：多目的室/集会室の利用状況の管理、及び多目的室への一本化		
意見事項		
<p>多目的室/集会室の利用状況は、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全館とも低くなっているが、令和4年、5年度は、図書館によって差が大きいことが確認できる。図書館の立地、座席数、隣接する施設の有無等の影響もあると考えられるが、利用率の向上のために、貸出時以外の利用状況等も含め、利用率等を管理することが望まれる。</p> <p>また、集会室の利用状況については、多目的室と比較すると相対的に低い傾向にあり、利用方法等が限定されていることが一因ではないかと考えられる。「今後のあり方について」でも、多目的室と集会室の「両者を区分する理由は乏しいと考えられ、多目的室に一本化して利用率の向上を図っていくべきである」と述べられており、利用方法の限定される集会室ではなく、多目的室に一本化することを引き続き検討されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>図書館の多目的室は、他の区民利用施設と異なり、貸出を目的としたものではなく、図書館業務以外で使用しない場合に、一定の条件を満たした団体が使用できるものです。また、図書館ごとに施設運用上の条件が異なり、多目的室の利用方法も様々で、団体への貸出のほか、閲覧席としての開放などを行っているため、利用率を管理するのではなく、各館において施設が有効活用されるよう、工夫していきます。</p> <p>また、集会室については、今後の改築等に合わせて整備を進め、多目的室の一本化を進めていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.23（第2節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館と声の図書室の音訳ボランティアの一元管理		
意見事項		
<p>音訳ボランティア登録人数については、平成29年度以降は60人前後で推移しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響はあるものの、対面朗読の実施回数、録音図書・雑誌の製作数は、平成29年時点と比較すると、大きく減少している。音訳ボランティア養成講座、音訳ボランティアによる対面朗読、録音図書・雑誌の製作については、声の図書室でも実施しており、事業が重複している。ボランティア養成講座や録音図書の製作については、声の図書室で参加しているサピエ図書館の基準等を満たす必要があること等から、両者の事業を統合するには時間を要することも想定されるが、録音図書・雑誌、登録ボランティアの一元管理等による業務面の効率化や、利用者としても利用窓口が統一化されることによる利便性等の効果が考えられる。費用対効果を勘案の上、両者の業務の統合について検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区立図書館と障がい者総合サポートセンター内に設置された声の図書室のそれぞれの施設における、音訳ボランティアの構成メンバーの違いが大きいため、現状、統合することは困難と考えます。ただし、人的資源の有効な活用を図るため、まずは区立図書館間で協力できる仕組みを検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.24（第2節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ビジネス支援サービスの促進		
意見事項		
<p>すでに、入新井図書館においてビジネスに関する特設コーナーが設置され、関連資料の収集や専門スタッフによる図書資料に関する相談受付が実施される等、ビジネス支援の取組が実施されているが、町工場をはじめとする中小企業等の支援を推進していくことは、区立図書館における地域課題を解決するという役割を実現しつつも、大田区の地域活性化にも貢献できるのであり、今後も、ビジネス支援の取組を強化していくことが望まれる。</p> <p>具体的には、ニューヨーク公共図書館と同程度のデータベースサービスの提供は難しいかもしれないが、「第3項区立図書館の図書館サービス 2 情報提供サービス」（意見No.13、No.14）でも記載したように、商用データベースをはじめとするデータベースの充実や、レファレンス事例の公表や、外部サイトの参照先をパスファインダーの作成等のレファレンス機能の充実、さらには、生成AIを使用した情報収集や、データベースの活用方法に関する講座の開催等の利用者教育を実施することが望まれる。</p> <p>また、既に区で実施されている様々な産業支援に関する取組との連携や、地元企業の交流の場の提供することでビジネス支援を強化していくことなども望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、パスファインダー作成等により、レファレンス内容の事例を公表するなど、レファレンス機能の充実を検討します。</p> <p>また、データベースについては、調べもの学習などで活用されるよう拡充を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.25（第3節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者サービスの利用登録者の範囲		
意見事項		
<p>障がい者サービスの利用登録者を身体障害者手帳・愛の手帳を受けている者や要支援・要介護認定を受けている者等としているが、図書館を利用するのに障がいがある者という観点からすれば、区の障がい者サービスとして利用登録ができる障がい者の範囲は狭いと考えられる。</p> <p>障害者差別解消法で対象となる障がい者は、同法第二条第一号では「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされている。したがって、障害者差別解消法が対象とする障がい者は、身体障害者手帳等を持っている者に限られない。</p> <p>また障がい者サービスの利用登録者数は令和5年度現在520人であり、これは大田区の障がい者数が令和5年度現在32,170人であることを鑑みれば、その登録率は1.6%程度であり、一般的の利用登録割合が人口の20%程度あることを考えても、かなり低い割合であると考えられる。</p> <p>そのため区は障がい者サービスとして利用登録できる者の範囲を更に広げることが必要であると考える。範囲を広げることにより利用登録者数も増え、障がい者サービスを利用する件数も増えるものと考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>読書バリアフリー法の施行により、図書館の障がい者サービスは手帳の有無に関わらず、活字による読書に支障のあるすべての利用者が対象となりました。</p> <p>これに対応するため、大田区では手帳等を持たない利用者が障がい者サービスの利用を希望した際、（公財）日本図書館協会作成のチェックリストにその状態と照らし合わせ、利用可否を館長が判断するようにしています。</p> <p>具体的に対象となり得るケースは、身体障害に該当する障がいがあるが手帳所持を希望しない者、ディスレクシア、眼瞼痙攣などが想定されます。</p> <p>引き続き、上記運用について、障がい者サービス担当者会議等において周知をしていきます。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.26（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障害のある職員の雇用		
意見 事項		
<p>障がい者サービスを担当する障がいのある職員は、現状では1館もない。</p> <p>障がいのある職員を雇用することで、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」では次のような効果があるとしており、区でも障がいのある職員の雇用を積極的に検討するべきであると考える。</p>		
<p>(4) 障害のある職員の活用</p> <p>障害のある職員が図書館にいることでサービスの質が向上する。それは、利用者に沿ったきめ細かなサービス・配慮が行えるからである。さらに障害のある職員は障害者サービスの継承・発展につながる。</p> <p>また、障害者と共に仕事をすることで、周囲の図書館職員の障害への理解が深まり、実際の支援方法の習熟にもつながる。</p> <p>健常者の認識で障害者を判断することなく、採用実績のある図書館での障害のある職員の実際の勤務状況等を参考に、積極的に職員雇用を検討する。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>障がいのある職員を含め、職員の雇用については、各指定管理者が、自らの責任において、雇用契約を締結し、現場での業務の必要性に応じて配置されるものと考えます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.27（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障害者サービスに関する職員研修・広報パンフレットの作成等の指定管理者における予算設定		
意見事項		
<p>障がい者サービスに関する職員研修や障がい者サービスに関する広報パンフレットの作成等については、その予算は指定管理者としても計上が可能なものである。</p> <p>現状では予算を計上している指定管理者は少ないが、障がい者サービスを行ううえで必要な研修等については、積極的に予算をつけていくべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、今後、現状等を把握の上、令和9年度予算に日本図書館協会主催の障がい者サービス研修の参加費を計上することを検討します。また、令和3年度と令和6年度の養成講座の開催により活動できる音訳者の数が増えることを踏まえ、広報を増やすことを検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.28（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：指定管理者の障害者関係の研修会への参加の促進		
意見事項		
<p>職員が障がい者関係の研修会に何らかの形で参加している図書館（Aの回答がある図書館）は16館中11館であり、5館については障がい者関係の研修会に職員が参加していない。</p> <p>指定管理者独自の研修のほか、大田区から都立図書館等で実施する研修への参加促進は実施されているとのことであるが、障がい者サービスを行う上でも、こうした研修会には参加が必要であると考えられるため、研修受講時間数の条件等を設定する等により、引き続き積極的に障がい者関係の研修会に参加するよう大田区は指定管理者に働きかけることが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和9年度予算に（公財）日本図書館協会主催の障がい者サービス研修の参加費を計上することを検討し、指定管理者に参加を促していきます。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.29（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：心身障害者用ゆうメールの発受施設の届出、及び聴覚障害者用ゆうメールの発受施設の指定		
意見事項		
<p>特定録音物等郵便物発受施設の指定は16館中7館が受けているものの、心身障害者用ゆうメールの発受施設の届出と聴覚障害者用ゆうメールの発受施設の指定を受けている図書館はない状況である。</p> <p>心身障害者用ゆうメールは郵便局への届け出だけで済むものであり、ゆうメールの料金も通常よりも安くなる。また、聴覚障害者用ゆうメールは郵便局の指定を受ける必要があるものの、郵便局所定の書面に定款、寄附行為その他聴覚に障がいのある方の福祉を増進することを目的とする施設であることを証明することができる書類を添付して、提出するだけであり、これも料金が安くなるものである。そのため心身障害者用ゆうメールの発受施設の届出と聴覚障害者用ゆうメールの発受施設の指定を受けることを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>心身障害者用ゆうメールの届け出を検討については、現状では各図書館の職員が、貸出と回収を同時にしているため、オペレーションを含めた調整が必要となります。</p> <p>聴覚障害者用ゆうパックについては、導入に当たり、聴覚障害者向けのDVD購入予算も必要となるため、映画のDVD購入の継続可否も含めて検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.30（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立図書館のサピエ登録		
意見事項		
サピエに登録している施設は23区の図書館で確認すると、大田区以外は中央図書館が多い。大田区でも中央図書館である大田図書館においてサピエを登録し、大田図書館においても視覚障害者等の障がい者サービスの充実を図ることを検討するべきであると考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
現状では、障がい者総合サポートセンター内の声の図書室において登録があることを踏まえ、区立図書館では登録をしていない状況でした。 意見内容を踏まえ、今後、当区におけるニーズや近隣自治体の登録状況の把握、サピエ登録料金も踏まえた効果含め、検討を進めています。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.31（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：拡大読書器全館設置、視覚障害者向けソフトウェア等の導入		
意見事項		
<p>拡大読書器は視覚障害者の読書の助けになるものであるが、16館中8館しか備えられていない。全館に備えるようにするべきであると考える。</p> <p>また、視覚障害者が利用するソフトウェア等についてはそのほとんどが備えられていないものが多い。少なくとも中心館である大田図書館において、備えるようにするべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>読書支援機器については、人により使いやすさが異なるため、各館での利用者ニーズを研究し、効率的・効果的な機器の設置の検討を進めています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.32（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：デイジー図書等の設置		
意見事項		
<p>大活字本、点字付き絵本、触る絵本は全ての図書館に備えられているものの、マルチメディアデイジーは0館、テキストデイジーとプレーンテキストは1館であった。デイジー図書のような電子書籍は今後、需要が増えてくるものと思われることから、備える図書館を増やしていくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>マルチメディアデイジーについてはニーズの把握に努めます。また、テキストデイジー・プレーンテキストについては、区立図書館のサピエ登録と並行して検討を進めていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.33（第3節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：デイジー図書等の製作		
意見事項		
<p>録音資料（音声デイジー等）の製作は5館が、拡大写本、触る絵本、布の絵本の製作には各1館が対応している。これ以外の資料の製作にはどの図書館も現状では、対応していない。</p> <p>デイジー図書等の製作は情報機器の発達によりソフトウェアを使用することにより、従来よりも時間と手間をかけずとも、製作することが可能となってきている。そのためどの資料も大田区内で1館は製作できるようにすることが障がい者サービスの拡充につながるものと考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>利用者からの作成要請に基づき、音訳者登録館5館で録音雑誌の作製と録音図書作製に対応できる体制を構築しています。</p> <p>また、現状対応ができないサービスについては、そのニーズの把握に努め、必要に応じて検討を行います。なお、利用者からサービスの問合せがあった場合には、声の図書室や公立図書館との連携（相互貸借）などを含めて調整を進め、利用者が必要なサービスを受けられるよう努めています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.34（第3節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：全区立図書館での読書支援機器の提供		
意見事項		
<p>読書支援機器の提供は16館中8館であり、残り8館では行っていないという回答である。</p> <p>しかし各図書館においては何らかの読書支援機器はあるはずであり、全ての図書館で読書支援機器の提供サービスをすることが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>拡大鏡・老眼鏡、筆談器などの読書支援機器は全館に配備しています。引き続き、需要などを研究しながら、機器の配備を進めていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.35（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：多様な種類の利用案内の提供		
意見事項		
<p>一般的な利用案内、障害者サービス利用案内は、ルビ無しの印刷物が16館中15館を占めている。</p> <p>ルビ有り印刷物や拡大文字版、LL版はほとんどの図書館で作成されていないが、今後、様々なカテゴリーの方（例えば、日本語が不自由な外国の方など）が図書館を利用する考えられることから、多様な種類の利用案内を用意しておくことが必要になると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、図書館ガイド（一般的な利用案内）、障がい者サービス利用案内について、「やさしい日本語」版の作成を検討します。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.36（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：全区立図書館での障害者サービス用資料の目録の提供		
意見事項		
<p>障がい者サービス用資料の目録で印刷版がある図書館が4館、音声版がある図書館が3館であった。何らかの障がい者サービス用資料の目録がある図書館は印刷版、音声版どちらも備えている図書館があることから16館中5館であった。</p> <p>障がい者サービス用資料の目録は貸出できる障がい者サービス用資料を全て網羅するものであることから、全ての図書館で備えておくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現在提供している目録は新規に作製した録音図書及び新着図書の目録であり、録音図書を作成している全ての館（3館）が提供しているため運用上問題はないと考えます。</p> <p>また、全ての資料の目録は図書館ホームページや図書館システムで検索でき、必要があれば紙に出力することもできますが、膨大な数になり現実的ではないため現行の運用を継続していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.37（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：合理的配慮の提供義務		
意見事項		
<p>講演会・セミナーにおける障がい者への配慮への回答であるが、「障害を理由に断らない」で3館が「C」（できれば取り組みたい）という回答であった。「ボランティアなどの同伴者がいなくても障害者が個人で参加できる」への回答でも6館が「C」という回答であり、「申し込みや問い合わせについて、コミュニケーションに困難のある障害者が単独でもできるように配慮している」への回答は4館が「B」（取り組みたい）、5館が「C」、1館が「-」（該当しない）という回答であった。</p> <p>これらの質問の回答には「A」（取り組んでいる）でなければ、合理的配慮の提供義務に違反するものと考えられる。そのため大田区は各図書館に講演会・セミナーにおける障がい者への配慮について、各指定管理者等によりよく対応するように指導していくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各館においては必要な障害者への配慮を行っている一方、施設の老朽化から対応が難しいケースもあり、意見事項に記載のあるような回答内容に至ったものと思われます。今後も、可能な限りの障がい者対応を実施していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.38（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：講演会・セミナーにおける障害者への配慮		
意見事項		
<p>講演会・セミナーにおける障がい者への配慮への質問における 12-7 (4) 以下の質問については「希望により手話通訳をつけている」という図書館が 1 館あるのみで、他の質問に対しては対応している図書館がない状況である。</p> <p>全ての図書館で対応できることが理想であるが、少なくとも現状以上に障がい者への配慮が可能な図書館を増やしていくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
区で行っている手話通訳派遣などの情報を共有し障がい者対応を実施します。		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.39（第3節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「障がい者総合サポートセンター声の図書室」との連携		
意見事項		
<p>視覚障害者情報提供施設（点字図書館）と連携しているという回答は16館中8館であり、残り8館は点字図書館と連携していないという回答であった。</p> <p>大田区内の点字図書館は「障がい者総合サポートセンター声の図書室」があり、こうした施設と障がい者サービスについて連携していくことにより、障がい者サービス用資料の相互貸借の実施が可能となることから、より連携する図書館数を増やしていくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>声の図書室とは、録音図書の借用や墨字本の提供において、全図書館が連携しています。</p> <p>特に墨字本は声の図書室の選定用と音訳の原稿用に、声の図書室から希望が出たものを全館から集めて長期間貸出をしています。引き続き必要な連携を取っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.40（第3節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者サービスにかかる学校図書館との連携		
意見事項		
<p>小学校・中学校・高等学校の学校図書館との連携には16館中8館で連携しているが、8館は現状では連携していない。</p> <p>大田区内の各図書館は学校図書館支援事業を行っており、大田区内では知的障がいのある生徒・児童を対象とした特別支援学級が設置されている小学校は16校、中学校は10校ある。知的障がいのある生徒・児童は学校図書館を基本的には利用しているが、学校図書館では図書室が狭小である、LLブックなどの蔵書が充分でないなどの課題を抱えていることが多い。</p> <p>そのため各図書館は学校図書館支援事業のみならず、障がい者サービスについても積極的に連携していくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>一部の館では、近隣の特別支援学校等と連携して出張おはなし会や来館おはなし会を実施するなど、学校図書館支援事業とは別に、障がいを持ったこどもへのサービスを提供しています。また、令和6年度、区立図書館のバリアフリー図書を貸し出しして、学校図書館にりんごの棚の特別展示を実施した学校もあります。引き続き連携を進めていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.41（第3節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者用駐車スペースの設置		
意見事項		
駐輪場スペース等がかなりあることから、障がい者用駐車スペースが確保できることが考えられる。そのため、障がい者用駐車スペースを設置することを検討することが必要であると考える。（久が原・下丸子）		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
下丸子図書館においては、消防法で定められている必要スペースが確保できなくなることから設置ができません。 なお、久が原図書館においては、障がい者用駐車スペースが設置されています。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.42（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者用駐車マークの塗装		
意見事項		
障がい者用駐車スペースは2台あるが、障がい者用駐車マークが消えかけており見えにくくなっていた。塗装を塗り直し、障がい者用駐車マークを見えやすくすることが必要であると考える。（羽田）		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、改修工事を検討します。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.43（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者用駐車スペースの設置		
意見事項		
<p>入新井図書館は Luz 大森の施設 4 階にあることから、障がい者用駐車スペースは設置されていない。しかし Luz 大森には 96 台の駐車スペースがあり、Luz 大森の施設自体は丸紅株式会社が開発した商業施設であるが、区の土地を賃借しており、区と連携して開発した商業施設である。そのため駐車スペース 1 台分を障がい者用駐車スペースとすることもできるのではないかと考えられるため、その設置を検討するべきであると考える。（入新井）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>障がい者用駐車スペースについては、区として設置をするためには新たに費用負担が生じます。</p> <p>需要などを踏まえ、対応可能な方法等について研究します。</p>		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.44（第3節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：障がい者用駐車スペースの共用		
意見事項		
<p>アンケートの回答では障がい者用駐車スペースは「該当しない」とあったが、同一建物内の「大田区立消費者生活センター」分については、障がい者用駐車スペースが1台あった。同じ区の施設内のものであり、頻繁に利用してはいないことから、蒲田駅前図書館と共にすることを検討するべきであると考える。（蒲田駅前）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>蒲田駅前図書館専用の障がい者用駐車場を保有していないため、「該当しない」としましたが、現状では、消費者生活センターの駐車場で空きがある場合には、蒲田駅前図書館も障がい者用駐車場として運用しています。</p> <p>引き続き、利用者の利便性向上に努めます。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.45（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：エレベーターの設置		
意見事項		
<p>大田図書館は2階建て以上の建物であるにもかかわらず、エレベーターが設置されていない。昭和45年6月開館と50年以上前の建物であり、また鉄筋コンクリート造の建物であることから、追加工事によるエレベーターの設置は難しいと考えられるが、一方で大田図書館は区の中心館であり、利用者も多い図書館であることから、例えば昇降エレベーターを設置する等して、何らかの形でエレベーターを設置することが必要であると考える。（大田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田図書館におけるエレベーター設置工事やその代替となる設備の設置工事について、いずれも躯体が古いことや、設置スペースの確保が困難であることなどから、追加工事の予定はありません。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.46（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：エレベーターの設置		
意見事項		
2階建ての建物であるが、エレベーターは設置されていない。対面朗読室などは2階にあり、車いす利用者も2階を利用する可能性があることから、エレベーターを設置することを検討するべきであると考える。（大森南）		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
大森南図書館におけるエレベーター設置工事は、躯体が古いことや、設置スペースの確保が困難であることから、追加工事の予定はありません。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.47（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：入口付近のスロープの傾斜		
意見事項		
<p>入口付近にはスロープが設けられているが、傾斜が急であり、かつ幅が狭いことから車いす利用者が1名の場合には、かなり困難な状況になると考えられる。</p> <p>当初の設計時点において、スロープは緩やかな傾斜とし、車いす利用者に対して更なる配慮が必要であったと考える。（大田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>今後、大田図書館の改築・移転等を行う際には、スロープなどを含め、利用者の使いやすさを配慮した設計を行います。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.48（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：入口付近のスロープと道路の設置角度		
意見事項		
<p>入口にスロープがあるものの、スロープが終わると歩道のない交通量が多い道路になり、車いす利用者、ベビーカーには危険があるようと思われた。スロープの向きを道路と直角に設置するのではなく、少し角度を設けて緩やかな角度で道路と接するようにするなどの配慮することを検討するべきであると考える。（大森南）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>現状、大森南図書館において、可能な限り緩やかなスロープとしています。 近接してバス停があることから、これ以上の位置変更は困難かつ図書館利用者の利便性及び安全性が低下する恐れがあるため、現時点での改修予定はありません。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.49（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：バリアフリートイレの設置		
意見事項		
<p>バリアフリートイレについては16館中12館に設置されているが、4館には設置されていない。中心館である大田図書館にバリアフリートイレが設置されていないことから、早急にバリアフリートイレの設置を検討するべきであると考える。（大田）</p> <p>また、残る3館についてもバリアフリートイレの設置は検討するべきであると考える。（馬込・入新井・羽田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田図書館及び馬込図書館においては、今後の改築・移転等の際に設置します。</p> <p>なお、入新井図書館は複合施設のテナントであり、入居ビルの共用部分に車椅子対応トイレが設置されています。</p> <p>また、羽田図書館については、令和8年度に改修工事を検討します。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.50（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：シャワートイレの設置		
意見事項		
バリアフリートイレはあるものの、他のトイレにはシャワートイレが設置されていない。シャワートイレを設置するなどトイレをリニューアルすることを検討するべきであると考える。 (大森東・大森西)		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
大森東図書館及び大森西図書館において、令和8年度に改修工事を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.51（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：盲導鈴（チャイム）の設置		
意見事項		
<p>入口に盲導鈴（チャイム）が設置されている図書館は16館中4館であった。</p> <p>入口の盲導鈴は、視覚障害者に入口を知らせる誘導サインであることから、設置が可能な入口であれば、全ての入口に設置することを検討するべきであると考える。（大田・大森南・大森東・大森西・入新井・池上・洗足池・浜竹・六郷・下丸子・多摩川・蒲田駅前）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>音に敏感な利用者もいることや、点字ブロックの設置、補助者による案内なども可能なことから、現時点での設置予定はありません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.52（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：インターホンの設置場所		
意見事項		
<p>インターホンについては設置されているものの、設置位置がわかりにくい、又は、車いす利用者に押しにくい位置にある図書館があった。インターホンはなるべくわかりやすい位置かつ誰でも押しやすい位置に設置することが必要であると考える。（大田・大森西・洗足池・羽田・下丸子・多摩川）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、大森西図書館・洗足池図書館・羽田図書館・多摩川図書館については、改修工事を検討します。</p> <p>なお、大田図書館・下丸子図書館においては、入口の場所や敷地の形状等から現状の場所が最適であると考えます。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.53（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館外の点字誘導ブロックの設置		
意見事項		
<p>道路から入口までの点字誘導ブロックがあるという回答は16館中11館であった。</p> <p>道路と入口の接し方にもよるが、点字誘導ブロックは図書館外においても必要であり、本来であればアクセシビリティの観点からは、多くの図書館利用者の通行する道路上にも、点字誘導ブロックを設置し、図書館へのアクセスを容易にすることが求められる。</p> <p>そのため全ての図書館に道路から入口までの点字誘導ブロックを設置し、できれば図書館利用者が多く利用する道路上にも、その設置をすることを検討するべきであると考える。(入新井・馬込・六郷・多摩川・蒲田)</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>施設外の点字ブロック設置については、入口が道路面に隣接しすぎていること、車椅子やベビーカー利用時に車輪が引っ掛かることなどの影響があり、現時点での設置予定はありません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.54（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館内の点字誘導ブロックの設置		
意見事項		
<p>館内に点字誘導ブロックがあるという回答は16館中12館であり、残り4館は館内に点字誘導ブロックは設置していない、という回答であったが、実地調査でも4館について点字誘導ブロックが設置されていないことを確認した。</p> <p>館内の安全を確保するためにも、館内に充分な点字誘導ブロックを設置することが必要であると考える。（大森南・入新井・馬込・蒲田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>施設内の点字ブロック設置については、車椅子やベビーカー利用時に車輪が引っ掛かるなどの影響や、スタッフ、補助者による案内も可能なことなどから、現時点での追加設置予定はありません。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.55（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館内の点字誘導ブロックの設置		
意見事項		
<p>館内の点字誘導ブロックは入口付近のみにあり、館内の通路には特に設けられていない図書館が5館あった。点字誘導ブロックは館内の主要な通路にも設置することが利用者に利便性につながるものと考える。（大森南・洗足池・浜竹・六郷・蒲田駅前）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>施設内の点字ブロックの設置について、車椅子やベビーカー利用時に車輪が引っ掛かるなどの影響や、スタッフ、補助者による案内も可能なことなどから、現時点での設置予定はありません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.56（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：点字誘導ブロックの配色		
意見 事項		
<p>点字誘導ブロックは黄色、又は、弱視に見やすい床面と区別がつくような配色になっている、という質問に対して、16館中9館は区別がつくような配色になっているという回答であったが、3館は回答が「C」であり、そうなっていないという回答であった。</p> <p>現場視察でも床面と同じ配色の図書館を確認したが、点字誘導ブロックは床面と区別できるようにする必要があることから、そうなっていない図書館は、点字誘導ブロックの配色を塗り直す等、配色を変更し、見やすくすることが必要であると考える。（大森東・久が原・洗足池・羽田）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、大森東図書館・洗足池図書館・羽田図書館においては、令和8年度の改修工事を検討します。</p> <p>なお、久が原図書館については、現場を改めて確認しましたが、コントラスト比が一定程度確保されていることから現状のまとします。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.57（第3節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館		
項目：ピクトグラムの活用				
意見事項				
<p>案内表示にピクトグラム（絵記号）を活用している図書館が11館ある一方で5館はピクトグラムを活用していない。</p> <p>ピクトグラムは文字が読めない幼児、母国語が日本語でない方等にとって、わかりやすい表示であることから、ピクトグラムを活用していない図書館は導入を検討するべきであると考える。（大森南・馬込・洗足池・蒲田・蒲田駅前）</p>				
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）				
<p>意見内容を踏まえ、改修工事を検討します。</p>				
（令和7年度・1年目）				

意見No.58（第3節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：対面朗読室の障害者のための読書室等としての利用		
意見事項		
<p>障がい者のための読書室が設置されている図書館は全ての図書館で設置されているとの回答であった。この回答の読書室は対面朗読室と考えられるが、特に現状、対面朗読以外での利用ができる旨のアナウンスはなされていない。</p> <p>また図書館のホームページでは対面朗読について、その対象は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区内在住で、身体障害者手帳をお持ちの方 ・区内在住で、要支援・要介護認定を受けている方 ・愛の手帳をお持ちの方 <p>としており、発達障がい、知的障がい等の方の利用を想定していないと考えられる。</p> <p>障がい者のための読書室は録音図書の閲覧や知的障がい者のクールダウンスペースにもなることから、特にクールダウンスペースは、発達障がい、知的障がい、精神障がい等の人が外部の音や視線を遮断して気持ちを落ち着かせて、パニックを防ぐためのスペースであることから、知的障がい者の利用を促す効果があると考えられる。</p> <p>そのため対面朗読室について、利用されていない時間帯は、こうした障がい者が利用できる旨、アナウンスして開放することを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>各館の状況ですが、読書室としての利用に適さないところが多く、安全管理上、人員を配置させる必要があります。また、読書室は録音室としても使用するため、音訳者の利用時間が制限される恐れもあります。</p> <p>このように課題も多く実施は困難な状況ですが、今後、利用者から同様の要望の有無も含め、検討を継続していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.59（第3節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館内のレイアウト		
意見事項		
<p>馬込図書館の公開書架は1階だけではなく、中地下（1層）の積層書架室と地下2階（2層）の閉架書庫（城昌幸記念文庫）がある。いずれも階段のみであり、また階段幅も狭く一般利用者には問題はなくとも何らかのハンディがある利用者の利用にはかなりハードルが高いものと考える。公開書架はできるだけフラットなスペースにあるべきであると考えられるため、図書館内のレイアウトを見直すことも検討することが必要であると考える。（馬込）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>今後、馬込図書館の改築・移転等を行う際には、公開書架のレイアウトを含め、利用のしやすさについて配慮した設計を行います。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.60（第3節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館		
項目：書架の案内表示				
意見事項				
書架の案内表示が番号（EX 475等）のみで、分類表示が無く書籍を探しづらいと考えられる。番号だけではなく、分類表示も記載するべきであると考える。（六郷）				
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）				
意見内容を踏まえ、六郷図書館の案内について、分類番号及び日本語での標記を併記し、わかりやすい表示としました。				
（令和7年度・1年目）				

意見No.61（第4節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：資料費の予算設定の精緻化		
意見事項		
<p>資料費についてその内容を検証した結果、以下の事項が検出された。</p> <p>閲覧用図書、閲覧用雑誌の予算が過去3年度にわたり変動がない。</p> <p>歳出決算説明資料を通査したが、閲覧用図書、閲覧用雑誌については、過去3年度にわたり、予算に変動がなかった。需用費としての予算の執行率は高く、変動の必要はないとも考えられるが、上記の表にもあるとおり、閲覧用図書の予算執行額には差異はほぼないものの、購入冊数だけでみると、予算においては121,237冊であるのに対し、執行冊数については99,642冊であり、21,595冊の差異があることが分かる。予算の差異は価格面と数量面から構成されると考えられるが、数量面における差異は僅少とは言えず、差異の要因の分析が必要と思われる。それに伴って予算の変動も必要と思われるため、不用額が僅少であることをもって予算を変更しないということは避けるべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度予算においては資料単価の見直しを行い、実際の購入冊数に基づいたものとしています。今後も単価の見直しと数量の見直し両面から予算の策定を行います。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.62（第4節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：音訳者等謝礼金-対面朗読の予算設定の精緻化		
意見事項		
<p>音訳者等謝礼金-対面朗読について過去3年間の予算と執行額を比較すると、令和5年度予算においては1回当たり1,000円のものを100回分、2,000円のものを360回確保しているものの、実際には1,000円のものは6回、2,000円のものは154回の実施にとどまっている。予算に占める割合は低いといえるが、実績・実態に沿った予算編成が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度予算から対面朗読の1時間未満については100回を50回に、1時間以上2時間未満については300回を200回とし、実態に即した予算額としました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.63（第4節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「集中選書」の内容の見直し		
意見事項		
「集中選書 R5」のほか、令和4年度版、令和6年度版についても閲覧したが、ここ3年間内容に変更が見られなかった。特に重点目標については各年度において留意すべき事項を明確にし、各図書館へ通達することが望まれる。今後は年度ごとに重点とする目標を決め、その進捗について評価し、新年度の目標を決定する必要があると考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
令和7年度は重点目標の見直しを行い、新たな目標を設定しています。 今後も各年度において、重点目標を見直していきます。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.64（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「集中選書」における開架新鮮率の目標の見直し		
意見事項		
<p>各図書館の開架の新鮮率等を見ると、資料受入1年未満資料については概ね6～9%の範囲にあり、重点目標に掲げる水準に近づいているものと思われる。一方、資料受入10年以上の割合が池上図書館は12.7%と低い水準にあるが、平均割合は28%と乖離が生じている。この乖離については表中のコメントを確認すると、必ずしも下げる必要ではないものとも考えられる。</p> <p>前述のとおり、集中選書における重点目標はここ数年変わっていない。各図書館の蔵書更新計画書とそれに対するコメントを踏まえ、更新率についての見直しを検討するなどの対応が望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>魅力ある書架づくりのため、開架の新鮮率10%の目標値は維持しつつ、各館の分担収集分野や蔵書傾向に応じた目標値の設定を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.65（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「集中選書」における除籍数の目標の見直し		
意見事項		
<p>除籍の計画が、前々年度受入冊数の10%以内を目安にして策定されているかについて検証をしたが、計画段階において、重点目標と整合していない館が見られる。除籍数を適切に設定することは、蔵書更新率の向上にも寄与するものといえる。よって、重点目標に掲げる数値が適切かどうかを見直すとともに各館足並みがそろうように周知をすることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和8年度策定の中期計画において各館の適正蔵書数の目標値を設定し、保存資料の内容を精査しつつ、各館の適正な資料数の維持に務めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.66（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区立図書館選書基準」の開示		
意見事項		
「大田区立図書館選書基準」について、その内容については非公表となっている。選書基準は、図書の収集に当たり各図書館にとって非常に重要な基準であるといえる。その一方で、どのような基準にて選書がされているかについては、図書館利用者である区民にも重要な基準だと考えられる。区民の要求を具体的に引き出すためにも、当該基準は公開することが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、大田区立図書館選書基準について、大田区例規集システムに搭載し、区民が閲覧できるよう検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.67（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：選書ツールの見直し		
意見事項		
<p>「大田区立図書館選書基準」に記載の選書ツールについては、前述のとおりツールが具体的に示されている一方、出版社の目録、パンフレットについては、2015年3月現在のものであり、当該基準も2018年3月に改訂されて以降は変化がない。選書においては各図書館にて適切に行われているが、適切な時期に選書のためのツールの見直し・最新版へのアップデートが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、選書基準記載の選書ツールについて、最新版への更新を予定しています。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.68（第4節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「大田区立図書館児童資料選書基準」、「児童担当者心得帖 選書実務編」の開示		
意見事項		
「大田区立図書館児童資料選書基準」、「児童担当者心得帖 選書実務編」について、その内容については非公表となっている。これらについても一般書と同様、区民の要求を具体的に引き出すためにも、当該基準は公開することが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
「大田区立図書館児童資料選書基準」及び「児童担当者心得帖 選書実務編」について、大田区例規集システムへの搭載により区民が閲覧できるよう検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.69（第4節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書選択論		
意見事項		
<p>価値論か要求論かという問題はあるものの、価値論は図書館側からの発信であり、要求論は利用者側からの発信であることを考えると、相互に影響を与える、バランスが取れた状態が望ましいと考える。</p> <p>価値論については、図書館側でその図書の価値が「高い」とされるものを選定することになるが、定義そのものを見ると「価値とは何を基準とするのか」という点が主観的になりやすいとも考えられる。そういった点では、前述した選書ツールとして週刊新刊全点案内を使用して選書を進めていることは、多少の主観は介入する余地はあるものの、複数名で選書をしていることなどを踏まえれば、結果として画一的な判断が可能となるツールであると考える。図書選択の網羅性といった観点からも漫画などは除外されているが、現状では最も有効なツールであると考えられる。一方で、図書選択の網羅性というものは各図書館において選書基準が設けられており、収集しない方針の資料が決められている。大田区においても、前述した「大田区立図書館選書基準」においてそれが定められているが、平成30年以降の改訂がないため、もう少し短い期間での改訂があっても良いのではないかと考える。その改訂に当たって、漫画を収集資料の中に入れるべき、ということを論じるつもりはないが、後述する要求論から与えられる影響を加味して検討していくことが望ましいと考える。</p> <p>次に、要求論を考える上で、現状の大田区の図書館の環境が図書選択論においてどのような状況にいるのかを考える。図書館の登録利用率を大田区、人口・面積規模が類似している世田谷区、23区において比較すると、大田区における利用登録率は、23区の平均に比べるとそれを下回っている状況にあることが分かる。この点からすると、区民の満足度という観点はさておき、利用登録率についてはもう少し引き上げる余地があるといえる。そして、この利用登録率21%は、要求論の中の顕在的 requirement を引き出しやすい層にカテゴリーをすることができる。よって、これらは貸出やリクエスト、世論調査を通じてどのような選書をしていくかを引き続き検討することのできる対象といえる。ただし、リクエストは現状でも選書に当たって考慮されているものであり、リクエストに依存をすれば予算がリクエストによって消費されてしまう。もう一つの要求論である顕在的 requirement を軽視することにつながる、引いては価値論にまで影響を及ぼすことになりかねないため、ある程度の線引きは必要であると考える。</p> <p>一方で、現状の大田区においては前述したとおり利用登録率については引き上げる余地があると思われる。要求論の対象者を増やすためにもこの利用登録率を引き上げる必要があると思われる。現状でも様々な取組を各図書館が実施しているが、今後取り組みたい自主事業についても第3章12節に掲載のとおり様々なアイデアがあることが分かる。現状の枠組みでは実現が難しいものもあるが、その枠を広げることが新たな利用者を生み、選書の観点からしても、要求論の比率を高め、それが価値論にも好影響を与えることにもつながるのではないかと考える。</p>		

措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）

区立図書館として、「大田区立図書館選書基準」を踏まえ、週刊新刊全点案内などの選書ツールを活用し、複数担当者による選書会議を通じてバランスに配慮した選書を進めています。あわせて、利用者のニーズ踏まえ、リクエストなどによる選書も実施しています。また、小学校への利用登録の促進など実施しています。

引き続き、利用登録率の向上に向けた取組を継続します。

(令和7年度・1年目)

意見No.70（第4節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館			
項目：除籍数の計画と実績管理					
意見事項					
<p>除籍数の計画数に差異が生じている図書館は以下のとおりである。</p> <p>各館において事情はあると見られるが、大森南においての蔵書数は過去3年間で、940 冊、481 冊、955 冊増加しており、蔵書数は増加している。除籍については、新鮮度の向上や利用者のニーズに応えるための受入に比べると優先順位は低いものと考えられるが、蔵書管理を適切に機能させるためにも、単年度において差異が生じることはやむを得ないとしても、一定期間の増減率については基準を定めるなどの対応が必要と考える。また、除籍数が計画値に満たなかつたこと（不利差異）のみを問題とするのではなく、除籍数が計画値を超えていた場合（有利差異）についてもその内容を分析する必要があるものと考えられる。</p>					
図書館	除籍計画数	除籍実績数	差異	差異率	更新計画書におけるコメント概要
大森南	4,500	3,351	△1,149	△25.5%	大森南の分担収集である分野の収集と保管もあったため、数値だけで単純に増加したとはいえない。
馬込	5,000	4,165	△835	△16.7%	10 年以上前の資料でも利用があるため、なかなか除籍が進まない。
蒲田駅前	5,100	4,381	△719	△14.1%	特に除籍に関するコメントなし。
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）					
<p>各館において適正な除籍計画を立て、その執行に努めるとともに、計画・実績の差を適切に捉え、将来的に分析につなげていきます。</p>					
(令和7年度・1年目)					

意見No.71（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：長期的なシステム投資計画の立案・開示		
意見事項		
<p>この個別目標8において、ICTの活用による利用者の利便性の向上、業務の効率化が目標とされている。この大目標の実現のために、これをブレイクダウンし、個別具体的な目標に落とし込んだものは現状なく、図書館情報システムに関する新規投資や導入計画と言った将来計画については、具体的には立案されてはいない。しかし、実際には、大田図書館においては、様々なシステム的課題に対応しており、年度ごとに公表される「大田の図書館」（大田図書館発行）においても図書館システムの発展・展開が示されている。</p> <p>今後においても、関係各部局と連携をより一層図り、長期的な視野で様々な課題に対処できるよう、情報システムに対する投資計画策定が明示され、区民に対して開示されていくことを期待したい。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和7年度に策定された「大田区DX推進計画」において、図書館のDX推進の具体的な取組を掲載しています。この計画を活用しながら、情報システムに対する取組を推進します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.72（第5節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館情報システムの管理体制		
意見事項		
<p>大田図書館長の下におかれた図書館担当係長3名のうち1名の担当係長と主任1名体制により図書館情報システムに関する実務が行われている。システム担当係長、主任の担当事務内容は以下に示す「令和5年度 事務分担」のとおりであり、それぞれ補助者2名、計4名が割り当てる体制となっている。しかしながら、現状、担当係長の補助者2名のうち1名は主任となっており、実質的には、補助者は計3名となっている。</p> <p>平時であれば、外部業務委託によるサポートもあり、特に問題ない体制と考えられるが、図書館情報システムは図書館業務の根幹となっており、いずれかの担当者の病気・事故等の予期せぬ不在や突発的な事象に備えるためにも、担当者・補助者を増やす、もしくは、情報政策課等の支援が得られる体制を整えるなどの緊急時の体制構築を検討することが望ましい。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から、担当係長1名、図書館情報システム担当を2名体制として、運用しています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.73（第5節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：情報端末等処分時の処理方法及び手続		
意見事項		
<p>大田図書館は、リース期間が終了した情報端末等の処分に当たり、外部委託先（リース会社）を経由してデータ消去専門業者にデータ消去を行わせている。当該データ消去方法として、以下のとおり記載されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①筐体内のハードディスクの有無を確認 ②ハードディスクがある場合、専用ソフトウェアによる消去（壊回上書き） ③本体が故障している場合はハードディスクを摘出し消去専用機器により消去 ④ハードディスクが不良の場合は破碎処理 <p>上記の方法に従い、合計273件のハードディスクが処理され、破碎処理されたものについては物理的破壊の証拠写真が添付され、すべてが適切に処分された旨が外部委託先より報告されている。概ね、処理方法に問題は無いと考える。</p> <p>しかしながら、実施基準において「(パソコンに限り)システム統括管理者貸与データ消去ソフトを使用してデータ消去を行ってから、パソコンリサイクル等で廃棄する」と定められているが、今回のケースでは行われていなかった。実施基準に従い、廃棄時には、委託業者に引き渡す前に事前に図書館にて、データ消去作業を行った上で、引き渡すことが望まれる。ただし、大量のハードディスクを処分する場合、現状の大田図書館の管理体制においては、現実的に困難な場合があると考えられる。</p> <p>しかし、その場合でも、外部委託先が利用するデータ消去専門業者の公的認証制度の取得や業界団体の加盟の有無などの信用調査や業者が用いる技術的方法等^(注※)について事前に把握し検討しておくことが望ましい。また、総務課（内部統制・情報セキュリティ担当）及び情報政策課を交え、現実的な対応策の検討及び規程の整備も必要と考える。</p> <p>(注) 例えば、データ消去においてはデータ消去技術を専門とした「データ適正消去実行証明協議会（略称：ADEC）」という団体が消去ソフトの認証等を行なっている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、図書館情報システムで使用している機器のリース期間終了時は、実施基準に沿って、適切なデータ消去方法を採用した処分を徹底します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.74（第5節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：自動ウイルススキャン設定の必要性		
意見事項		
<p>業務端末における外部デバイス接続時のウイルススキャンについては、接続時に自動でスキャンされる設定ではなく手動で行うこととなっており、リスクが高くなっている。接続時自動スキャンの設定にするべきである。使用する外部接続デバイスは情報政策課管理下の許可された外部デバイスに限定されていることや、日時でウイルススキャンが実行されていることから、ある程度のリスクは軽減されているものの、直近のシステム改修などで速やかに接続時自動スキャンの設定をすることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和9年度実施予定のシステムリプレイス時に、適切なタイミングでのウイルススキャンに 対応できるよう検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.75（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：外部接続デバイスのログ取得		
意見事項		
外部接続デバイスの接続ログは、業務端末においては、現状では接続の事実が取得できるのみで、日時などは取得できない設定となっていた。アクセス日時、デバイスの種類、アクセスユーザー等の情報を取得することが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
令和9年度実施予定のシステムリプレイス時に、外部デバイスの接続ログの取得内容について、対応できるよう検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.76（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：外部デバイスの一元的管理・制御		
意見事項		
<p>許可された外部接続デバイス以外は、情報漏えいやシステム障害のリスクを低減するためにもアカウントの別なくシステム的に禁止し、大田図書館長の許可を得たデバイスのみをシステム的に許可するなど、システム的に制御できるようにすることが望まれる。</p> <p>IT 資産管理ツールの導入による情報資産の一元的管理や外部接続デバイスの制御なども検討していく余地がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和9年度実施予定のシステムリプレイス時に、外部デバイスの接続制限について、対応できるよう検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.77（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：生体認証によるシステムログイン		
意見事項		
<p>監査人が任意のID、パスワードを入力したが、ログインすることはできず問題なかった。また、業務端末については、システム管理者によって画面ロックの設定がなされ、ユーザー各自でロックまでの時間などを変更することはできない。また、Windowsの画面ロック解除においては、パスワード入力を求める設定になっており、セキュリティ設定については適切であると言える。</p> <p>なお、ユーザーログインの方式として、現在はパスワード入力方式が採られているが、安全性の高いパスワード（注）を設定した上で、指紋認証や顔認証等の生体認証方式などを取り入れていくことも検討の余地がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
令和9年度実施予定のシステムリプレイス時に、ログインの生体認証について、対応できるよう検討します。		
（令和7年度・1年目）		

意見No.78（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ユーザー申請電子決裁利用による効率化		
意見事項		
<p>ユーザーの利用申請については、現在紙ベースによる申請によっており、大田図書館システム管理担当により、年度末に一度、すべてのユーザーのID・パスワード及び権限が付与され直すこととなっている。</p> <p>現在、大田区庁内の正式な電子決裁ワークフローは「文書管理システム」であり、図書館情報システムで利用するグループウェア（サイボウズガルーン）は正式のものとして認められていない。このため、紙ベースのユーザー登録申請書に基づく作業が現状行われている。</p> <p>令和6年度末のユーザー登録業務からは、グループウェア（サイボウズガルーン）を利用して、各館からの申請を電子的に行い、最終的な大田図書館長の承認を紙ベースの申請書で行うという案が検討されている。</p> <p>今後、図書館で利用される決裁システムが、文書管理システムに準ずる正式のものとして認められれば、種々の申請業務の効率化が図られる可能性があると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田区における意思決定については、大田区事案決定手続規程又は大田区教育委員会事務局事案決定手続規程を根拠規定とし、更に大田区立図書館処務規則に基づき、文書管理システムなどにより起案、決定、施行を行う仕様となります。</p> <p>各館から大田図書館担当者への申込みについては、サイボウズのワークフローを活用した電子での送信に変更するなど効率化を図っていますが、意見内容については、大田区という組織全体の意思決定方法からの変更となるため、現状、図書館独自での対応はできません。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.79（第5節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ログの適切な管理・有効利用		
意見事項		
<p>ログの確認作業は、なんらかの問題が発生したときに事後的に行われることが多いという面は否めないが、ログデータの積極的な活用により、問題発生を事前に防止できるという面もある。現状において、種々のログが取得され保管されているが、取得後の定期的な確認作業は行われていない。</p> <p>取得されたログについて、常時監視が必要なもの、事後確認でも可とするものなど重要性に応じて区別した上で、定期的な確認と報告を行う必要がある。このとき、大量のログを人間の手で分析することは現実的ではなく、自動でログの収集・管理・監視・分析を実現できるログ管理システムの導入が有効である。</p> <p>また、運用保守業者においては、サーバーの死活管理を始めインターネットアクセス状況等の多様なログを取得している。運用保守業者との連携において、適時のログ監視及び分析の範囲の拡大を、業務要件に加えることも検討に値すると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ログ死活監視について、コスト面（対費用効果の観点）を含め、検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.80（第5節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：端末に対する不正プログラム検知システムの構築		
意見事項		
<p>資料や実機の確認により、特に不審なソフトなどは見受けられなかった。</p> <p>悪意あるソフトウェアと言った不正なプログラムはセキュリティソフトで排除される設定となっている。現状、一般ユーザーの権限では、ソフトウェアのインストール等、端末への変更是制限されているが、許可されたアプリケーション以外のものがインストールされる可能性をすべて排除できるわけではない。このため、プログラムの存在を検知し、積極的な監視が行える検知システムの構築も検討の範囲に入れておくことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ユーザー権限の管理で、インストール行為を制限していること及びセキュリティソフトの排除設定があることで不正インストールの可能性は、限りなく低く保たれているため、現状の対応とします。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.81（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：電子書籍貸出サービスの利用者の利便性の向上		
意見事項		
<p>利用者の利便性を向上するために、以下のような改善の検討が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">・大田区立図書館ホームページで電子書籍タイトルが検索できるようにする。・電子書籍の予約状況については、現在はサービス内のマイページより確認するしかないが、今後は予約時に連絡メールが配信されるようにする。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>電子書籍貸出サービスを図書館情報システムに連携させるには、利用者登録情報の電子書籍サービスの利用要件である、区内在住・在勤・在学のデータの整理を行う必要があります。</p> <p>令和9年度機器更改時に実施できるよう検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.82（第5節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：生成 AI 利用におけるセキュリティ対策		
意見事項		
<p>組織においては、自組織が提供・利用するプライベートな生成 AI サービスと ChatGPT を始めとしたパブリックな生成 AI サービスの両方において、組織の構成員が安心・安全に生成 AI サービスを利用するためのセキュリティ対策を講じることが求められる。例えば、以下のようなセキュリティ対策が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 組織が提供・利用するプライベートな生成 AI サービスに対して、誤動作を起こさせるための不正な指示を行うプロンプトインジェクションを始めとしたサイバー攻撃から保護すること。 一般公開されている ChatGPT(OpenAI)、Microsoft Copilot(Microsoft)、Gemini(Google)などのパブリックな生成 AI サービスに対して、職員が個人情報を入力しようしたり、ファイルをアップロードしようとした際にブロックを行い、機密情報が漏洩することを防止すること。 パブリックな生成 AI サービスの中で、自組織で利用を許可・把握していないシャドーAI サービスへのアクセス制御や、不正な URL や不適切な表現が含まれている生成 AI サービスからのレスポンスをブロックすること。 <p>今後はセキュリティシステムを用いたアクセス制限や利用情報の制御なども視野に入れた検討が必要である。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和7年6月30日付け5総総発第10719号「生成AIサービスの利用に関する注意喚起について」が発出されており、図書館においてもそれに準じた取扱いとし、周知徹底します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.83（第6節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
--------------	-----------	----------------

項目：地域別人口に応じた図書館の環境整備の検討

意見事項

各図書館の受け持ち地域別人口を集計した結果、基準値である五万人と大きく乖離した図書館はなく、概ね区が目指す整備が行われていると考えているが、3万人を超える大田、馬込、池上、久が原、下丸子が位置する調布地区等の地域は、上記の配置図からも図書館が少ないよう見られる。

近年、既存の小中学校に公立図書館の分室設置や、既存の学校図書館を地域に開放する地域開放型学校図書館の設置の事例も見られ、既存の施設等を利用したサービスポイントを設置することも考えられる。中野区が令和3年度に図書館1館を閉鎖し、3校の図書館で地域開放型学校図書館の設置をしている。既存施設等を利用したサービスポイントの設置等も含め、すべての区民が図書館サービスを利用しやすいような環境の整備を引き続き進めていくことが望まれる。

措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）

意見内容を踏まえ、大田区立図書館の今後のあり方の改訂を行い、区民が利用しやすい施設設置についても検討します。

（令和7年度・1年目）

意見No.84（第6節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：利便性の高い立地における図書館の新設・移転計画の検討		
意見事項		
<p>駅から近い池上、洗足池、蒲田駅前、入新井図書館の来館者数が多く、図書貸出数、予約件数、レファレンス件数についても、概ね来館者に比例していることがわかる。今後、サービスポイント等の新規の施設の新設・移転計画については、駅から近い等の利便性についても考慮されることが望まれる。</p> <p>なお、池上図書館は、隣接する店舗利用者も含まれることから、他の図書館と比較して来館者数が多くなっている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、大田区立図書館の今後のあり方の改訂を行い、区民が利用しやすい施設設置について検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.85（第6節）	措置状況：参考扱	部課名：教育総務部大田図書館
項目：区立小中学校等における地域図書館の併設		
意見事項		
<p>図書館施設の更新に当たっては、改築期間中における図書館の閉館を余儀なくされることから、図書館利用者への配慮が必要となる。望ましくは、現在の図書館とは別の場所に図書館を新築することであるが、近隣において従来と同規模の図書館を開設するための用地を確保することは困難である。そのための解決策として、近隣における区立の小中学校の一部に仮の図書館を設置する、小中学校の建替に当たって地域図書館を併設することが考えられる。少子高齢化社会において、通学する生徒の規模に合わせた学校施設の適正化に当たり、余剰となると想定される空間を地域図書館として利用することにより、改築中の図書館の長期間にわたる閉館を回避することができる。また、大田区図書館の学校図書館支援事業や、学校貸出・総合学習用団体貸出の事業の促進も容易に進めることができると想定される。</p> <p>ただし、地域図書館の併設による新たな課題が想定され、対応することが必要となる。もっとも懸念されることとしては、併設により学校敷地に不特定多数者が出入りすることである。生徒の安全を第一として、このような状況における防犯・安全対策を万全とする必要がある。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区は、令和7年3月に「馬込地区公共施設整備に係る基本構想（案）」を策定しました。中馬込地区では、築年度が昭和45年の馬込図書館、馬込特別出張所、馬込保育園からなる新・複合施設、南馬込地区では、新たに図書の閲覧スペースと図書館等資料貸出窓口を備える小規模なスペース（サテライト図書館）の整備を検討しています。</p> <p>また、調布地区では、東調布中学校の改築に併せて、併設の地域図書館の整備を検討しています。中学校に併設される地域図書館の整備に当たっては、生徒の安全を考慮し、防犯・安全対策を検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.86（第6節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「年間事業報告書」における施設・設備等の修理状況の報告範囲		
意見事項		
<p>「令和5年度大田区立図書館指定管理 年間事業報告書」 「（3）設備・施設上の総括ほかB施設・設備等の修理状況」における「ア.施設・設備 修繕履歴」への記載された明細については、本来「イ.備品 修繕履歴」に記載されるべき明細が7件あった。指定管理者との間で締結する管理代行に関する年度協定書における小破修繕費用、備品修理・処分費等が適切に設定されるためにも、適切に実績が把握されることが必要である。そのためにも小破修繕費用、備品修理・処分費等の範囲について、指定管理者においても周知することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、各指定管理者に対して、小破修繕費用、備品修理・処分費等に該当する事例を明示するとともに、マニュアル及び会計報告書記載例への追記を行い、適切な予算執行がされるよう改善を図りました。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.87（第6節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：工事契約にかかる複数見積の入手		
意見事項		
<p>「R5 工事 関係文書」を閲覧した結果、多くの工事では、複数先からの見積りを取得・保管していなかった。工事の性質、緊急性から複数先からの見積を入手することは困難と考えられ、全ての取引について複数先から見積を入手できないとも考えられる。ただし、現状の「大田区立図書館業務マニュアル」では、2社以上から見積を入手することとされており、どのような理由で入手できなかったのかを明確にするため、その理由を決裁関連書類の備考に明記することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、複数社見積の入手をしなかった場合、その事由に関して、起案決定時に明記するなど、適切な事務処理執行を行います。</p> <p>また、業務マニュアルにおいては、30万円以上の工事において、原則2社以上見積入手を行うことを記載しています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.88（第6節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：防犯カメラの導入の検討		
意見事項		
大田区立図書館の防犯カメラの導入については、個人情報保護の観点や図書館利用者及び職員の安心・安全の確保等を総合的に勘案した上で、今後の検討が期待される。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、令和8年度に設置工事を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.89（第7節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：人員配置表における司書資格保有者の常駐状況の明確化		
意見事項		
<p>司書率40%以上の確保、開館中は、司書資格を有する者を1名以上常駐させることについては特に問題はなかった。しかしローテーション表を確認したところ、ローテーション表には役職、氏名の記載はあるが、司書資格を有している者が誰なのか不明であるため、委託スタッフ名簿と合わせて確認しなければ開館中は、司書資格を有する者が1名以上常駐していることを確認できなかった。</p> <p>そのためローテーション表にも誰が司書資格を有しているか記載し、人員配置の条件を満たしていることが明確にわかるようにすることを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、ローテーション表について、司書資格保有者を明示するよう、令和7年4月分から表示の追記を行いました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.90（第7節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：業務日報、月報、年報フォーム見直し		
意見事項		
<p>業務日報、月報、年報は「第8節 指定管理者」でも述べたとおりワードで作成されており、業務日報は手書き、月報と年報は数字を一つ一つ手打ちしている。こうした作業は人為的な入力ミスを招き、また業務の効率性も損なわれると考えられる。</p> <p>そのため業務日報等を全てエクセルで作成し、日報の数値が月報に、月報の数値は年報にそれぞれ集計されるようにすることで、業務効率性と人為的なミスを防ぐことができるものと考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から月報の書式を変更するとともに、日報の参考書式も作成し、日報から月報への集計、月報から年報への集計がされるものに改善しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.91（第7節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：日報と月報の記載欄の整合性		
意見事項		
<p>月報にはその報告内容に「A1 図書館資料 貸出申込・更新届（共通かしだしカード）」において、「6 その他（書損）」の欄があるものの、日報には当該欄の記載がない。そのため日報に書き損じがある場合は同じ「A1 図書館資料 貸出申込・更新届（共通かしだしカード）」の「5 利用停止」の欄を「書き損じ」と訂正して記入している。</p> <p>日報と月報で記載欄が整合していないことが原因であり、日報に「6 その他（書損）」欄を設けるべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から月報の書式を変更するとともに、日報の参考書式も作成し、日報から月報への集計、月報から年報への集計がされるものに改善しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.92（第7節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：月報と年報の記載欄の整合性		
意見事項		
<p>月報には報告事項として「K 学校図書館支援」の欄があり、当該月にどの学校に何回、月の延べ時間、延べ対象者数等が記載されている。</p> <p>一方で年報にはこの学校図書館支援については報告事項として記載されていない。指定管理者の年報には学校図書館支援は支援した学校名、年間の延べ実施回数、年間の延べ時間、年間の延べ対象者数は報告事項となっている。そのため委託の年報においても学校図書館支援については報告事項として記載するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から月報の書式を変更するとともに、日報の参考書式も作成し、日報から月報への集計、月報から年報への集計がされるものに改善しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.93（第7節）	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館・総務部経理管財課
項目：業務委託の長期継続契約		
意見 事項		
<p>業務委託については長期継続契約をもって契約を締結し、受託者の立場を安定させることを検討するべきであると考える。</p> <p>長期継続契約は平成16年5月26日の自治法の一部を改正する法律(平成16年法律第57号)及びこの改正に伴う政令の改正により、リース契約や庁舎等の管理業務委託契約を長期継続契約として契約を締結することが可能となったものである。自治法施行令第167条の17は「地方自治法第二百三十四条の三に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」とし、長期継続契約の対象を定めている。</p> <p>この長期継続契約の対象は、条例で定めることが条件であるが、特にリース契約や庁舎等の管理業務委託契約のみでなく、地方公共団体が自主的に対象を定め、活用することができる。そのため長期継続契約として、大田図書館一部業務委託を条例で定めることを検討するべきであると考える。</p> <p>実際に青森市では青森市民図書館において、この長期継続契約を締結している。青森市では平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を長期継続契約として契約を締結し、それに続く5年間についても、同様の長期継続契約を締結するために、平成29年11月にプロポーザルを行い、同様の5年間の長期継続契約(平成30年4月1日から令和5年3月31日)を締結している。(令和6年4月1日以降も同じようにプロポーザルにより事業者を決定し、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの長期継続契約を締結している。)</p> <p>なお、青森市では「青森市民図書館条例」において長期継続契約に関して触れられていないことから、青森市長期継続契約条例第2条2号に掲げる「庁舎等の管理、清掃及び警備、設備等の保守並びに車両の運行その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年四月一日から当該役務の提供を受ける必要があるもの」を根拠にしているものと考えられる。</p> <p>大田区でも受託者の業務を安定的に行うためにも、また大田区にとって毎年度の随意契約に頼らず安定して業務を委託するためにも、長期継続契約を導入することを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>近隣区を含めた自治体の事例や、当区における他事業との整合性も鑑みながら、必要に応じて検討をします。</p>		
(大田図書館)		

特別区の状況を確認したところ、業務委託を長期継続契約として締結していない区が複数あります。業務委託の契約手法について、長期継続契約も含め、調査・研究を行います。

(経理管財課)

(令和7年度・1年目)

意見No.94（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：選考基準における経営能力の配点		
意見事項		
<p>配点は経営能力が 200.0 点、事業計画及び収支計画が 1,400.0 点、プレゼンテーション及びヒアリングが 400.0 点の計 2,000.0 点であり、事業計画及び収支計画の比重が高い。</p> <p>確かに事業計画及び収支計画は重要項目であるが、指定管理者は現状では 5 年間という期間にわたって事業を安定的に行うことが必要であり、財務状況などを確認する経営能力も重要であることから、経営能力の配点を加算することを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>安定的な事業運営を可能とすることは重要であり、財務状況については、必須要件とし、配点に含んでいません。</p> <p>次期選定の際に、配点基準等の見直しを行い、財務状況に関する加点についても検討を行います。</p>		
(令和 7 年度・1 年目)		

意見No.95（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：上下水道料の予算設定の精緻化		
意見事項		
<p>光熱水費の各図書館合計の執行率は77.3%と8割以下であり、予算の精度がやや低いものと考えられる。</p> <p>電気料、ガス料については燃料費高騰、為替の影響等があり、正確な予算を見積ることは難しいと考えられるが、予算の精度を上げることが必要であると考える。また上下水道料は電気料、ガス料に比して価格は比較的安定していることから、予算の精度を上げることは可能であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和5年度予算編成時は、燃料費高騰中であったため、値上がりをする見込みで予算を計上していました。予算計上の際には、直近の実績から算出しています。しかしながら、その年の気候により水道やガスの使用料も大きく異なってしまうことがあります。引き続き、大きな過不足が生じないよう、実績に基づき、予算計上を行っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.96（第8節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：年報における記入不備項目の修正		
意見事項		
<p>各図書館が提出する年報には必要な記載が抜けているケース（「(1) 年間統計・その他」の「K 学校図書館支援」について記載がない年報が4件）や、年報上に不必要的項目があるまま提出されているケース（「(3) 設備・施設上の総括ほか」の「B 施設・設備等の修理状況イ. 備品 修繕履歴」の記載例が記載されたまま提出された年報が2件）などがあった。</p> <p>年報に不備があつても、特段に差し戻し、修正して提出というプロセスにはなっていない状況であるが、不備があつた場合には、差し戻し、訂正した年報を提出させるべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、年報の記載内容については、複数名でチェックを行い、不備があつた際には指定管理者へ修正・再提出を求めました。引き続き、不備等がないよう、適切な処理に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.97（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：月報、年報フォーム見直し		
意見事項		
<p>年報の「(1) 年間統計・その他」、「(2) 年間統計・消耗品ほか」の報告数値は毎月の月報で報告したもののが集計値である。</p> <p>月報と年報はワードで作成されており、年報の集計値は月報を集計した年間数値を手で入力して作成している。そのため転記ミスやエクセルではないため自動計算になっていないことから計算ミスも発生するものと考えら、また時間と手数もかなり掛かっている状態である。</p> <p>こうした状況を改善し、業務を効率的に遂行するためには月報と年報をエクセルで作成し、月報で作成した数値は自動的に年報へ集計するように改めていくことが必要であると考える。</p> <p>指定管理者側でも月報、年報の作成はかなりの労力を要しているということがあるので、早急な改善が必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から月報の書式を変更するとともに、日報の参考書式も作成し、日報から月報への集計、月報から年報への集計がされるものに改善しました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.98（第8節）	措置状況：措置済	部課名：教育総務部大田図書館
項目：「施設所管課総合所見」欄における最終的な評価結果の記載		
意見事項		
<p>モニタリング結果は「指定管理者総合所見」「施設所管課総合所見」「財務状況に関する施設所管課所見」の3つの所見が述べられている。</p> <p>このうち「指定管理者総合所見」は指定管理者自らの所見であることから、結論が適か不適かを自ら述べることはなく、また「財務状況に関する施設所管課所見」は全ての図書館において「入手した資料に基づき、安全性、収益性について審査を行った結果、財務状況について重要な問題（指摘事項）は見当たらないと判断します。」と結論が適か不適か一読して判定できる。</p> <p>「施設所管課総合所見」については、大田区から指定管理者への施設運営の総合的な評価であるが、評価結果が適か不適かその中間かの判定が明確になされておらず、最終的な評価結果が記載されていない。そのため、「施設所管課総合所見」の欄には最終的な評価の結果を記載することが必要であると考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>令和5年度対象のモニタリングから、「施設所管課総合所見」欄にて、評価を記載するよう改善を図りました。</p>		
（令和7年度・1年目）		

意見No.99（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：通常時モニタリングの実施項目の精緻化		
意見事項		
<p>今後、指定期間が延長されるケースが出てくることも考えれば、総合的モニタリングに比したモニタリングを毎年度行うことにより、指定管理者の施設運営状況を精緻に確認できるものと考えられる。そのため、毎年行う通常時のモニタリングを更に精緻に行っていくことが必要であると考える。</p> <p>現状のモニタリングの評価は次の3パターンである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・きちんと履行している=○ ・もう少し努力が必要 =△ ・履行されていない =× <p>図書館のモニタリング結果を確認したところ、全ての項目で「○」と評価された施設しか存在していない。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区では、指定管理者によるサービス水準の維持向上と適切な管理を担保するため、年間を通じたモニタリングを実施しています。このモニタリングは、協定書等に定めた水準の充足確認、必要に応じた改善指導、公の施設の設置者としての説明責任を果たすことを目的としています。通常時モニタリングでは、事業報告書の確認や業務履行状況の評価を中心に行い、総合的モニタリングではこれに加え利用者アンケート調査による満足度評価など多角的な検証を実施しています。</p> <p>通常時モニタリングや総合的モニタリングに加えて、月次事業報告書の提出や定例会の設置など、施設の特性に応じた様々な取組によって円滑な業務の実施を図るとともに管理運営状況を把握しています。</p> <p>引き続き区としては、指定管理者と連携して適切な管理運営に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.100（第8節）	措置状況：参考扱	部課名：企画経営部企画課
項目：モニタリング評価基準の見直し		
意見事項		
<p>この評価の仕方では「〇」であったとしても、その履行状況が優れた水準なのか、きちんと履行しているという評価ギリギリの水準なのかがモニタリング結果の閲覧者には判断することができない。</p> <p>この点、板橋区では「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」において、「指定管理者評価基準」を次のように定めており、評価がわかりやすくなっている。</p> <p>板橋区の指定管理者の評価はその達成率、要求水準を満たしているか等がわかり、総合評価も大田区では「〇」の水準であるとしても、適正レベルであるのか、特に優れているのかがわかり、モニタリングの評価結果を活かしやすいと考えられる。</p> <p>そのため大田区においても板橋区のような指定管理者の評価基準を設けることを検討すべきであると考える。</p> <p>（※板橋区「指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する基本方針」指定管理者評価基準 記載省略）</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区の指定管理者モニタリングは、協定書に定められた水準の充足確認、必要に応じた改善指導、公の施設の設置者としての説明責任を果たすことの3点を主眼としており、「〇（きちんと履行している）」の評価については、指定管理者の業務が適切に履行され、「求められる水準を満たしている」という事実を客観的に確認するものです。</p> <p>モニタリングの実施に当たっては、3段階の評価のほかに指定管理者による自己評価欄及び施設所管課所見欄を設け、当該評価を付した理由などを記載することで履行状況の水準を確認できる仕組みとしています。また、別途総合所見欄を設けており、指定管理者のサービス提供に関する創意工夫や改善点及び運営上の今後の課題など、基本的な項目以外も含めて指定管理者の業務履行状況を確認しています。</p> <p>引き続き区としては、指定管理者制度を活用した区民サービスの向上等に向けて、管理運営状況の把握に努めるとともに、適切なモニタリングを実施します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.101（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：利用者アンケート実施方法の見直し		
意見事項		
<p>調査期間は2月の1ヶ月と限定的であり、また回答者数も各図書館のサンプル数は100名とやや少ないと考えられる。また性別では女性の回答比率が高く、年代は20歳未満と20歳代の回答数が少ない。そのため母集団がやや偏っていることから、集計する回答も比較的偏りやすいと考えられる。</p> <p>統計的手法を取り入れて、サンプル数、アンケートを行う時期、回答方法も紙によるものだけにとらわれない方法で利用者アンケートを行い、アンケート結果が区民の声をより正確に反映するものとなるようにすることを検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>総合的モニタリングは指定管理期間（5年）の3年目に実施しています。</p> <p>次回（令和9年度）の総合的モニタリングの際に、アンケートの実施時期及び期間の延長、ウェブ回答などの手法について検討を進めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.102（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：利用状況調査のクロス集計結果の分析結果		
意見事項		
利用状況調査の単純集計結果を受けて作成したクロス集計結果であるが、特にその集計結果にコメント等はない。		
集計結果について、何らかの意見を記載することにより、利用状況調査の集計結果を分析できるものと考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
総合的モニタリングは指定管理期間（5年）の3年目に実施しています。 次回（令和9年度）の総合的モニタリングの際に、利用状況調査に対する分析及びコメントの追記について検討を進めます。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.103（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：ウェブアンケートの導入		
意見事項		
世田谷区、文京区等ではウェブによる回答も行っており、大田区でもウェブでのアンケートの回答を導入することを検討するべきであると考える。		
ウェブでのアンケートは図書館に来館していない区民に対しても行うことができるため、なぜ図書館に来館しないのか等の理由がわかり、来館しない理由を受け、大田区において図書館のどのようなところを改善していけば、来館につながるのかのヒントをもたらすものと考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
本アンケートは、利用者に対するアンケートです。非来館者へのアンケートは、そのアンケートの実施目的に応じて行うこととし、併せて実施方法についても効率的な方法を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.104（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館に来館しない区民へのアンケート項目の追加		
意見事項		
図書館を利用してない区民の意見を確認することにより、（意見No.103）で述べたように図書館に来館しない理由を知ることができ、今後の図書館のあり方を検討することができるものと考える。そのため図書館を利用しなかった区民に対するアンケート調査項目を追加することを大田区でも検討するべきであると考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
非来館者に対するアンケートの実施については、あり方の見直しなどの際に方法や項目も含めて検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.105（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：財務審査における指標推移分析		
意見事項		
<p>財務審査の結果について、安全性分析、収益性分析も1期のみの指標であり、1期のみの指標で判断するのではなく、毎年度、財務審査を行っているのであれば、前期以前からの比率の増減についても確認し、財務審査の結果に反映させるべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区における財務審査は、指定管理者が安定的に継続して公の施設の管理運営を代行できる状況にあるかどうかを確認し、財務状況悪化による施設運営の停滞と区民サービスの低下というリスクを未然に防止するために実施しています。</p> <p>指定管理者の選定時は直近3期分、選定後は毎年度1期分の審査を切れ目なく実施することで、当該事業者が指定管理者として適正な財務状況であることを確認しています。</p> <p>引き続き区としては、公認会計士の専門的知見を活用しながら、指定管理者の財務状況を把握し、区民サービスの安定的な提供に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.106（第8節）	措置状況：参考扱	部課名：企画経営部企画課
項目：財務審査における基準値設定		
意見事項		
<p>財務審査の分析の比率について、その比率がいくらであれば良好なのか、目安がない。分析上の数値が各社で差が生じている状況では、審査する公認会計士によって同じ比率でも異なる意見が生じる可能性もある。</p> <p>実際、財務分析の審査結果では、上記の分析比率の目安の範囲内に入っていない、または平均的な数値からは逸脱している場合もあった。そのため比率がいくらであれば良好又は危険であるのか目安を示すことが客觀性を担保するためにも必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>分析比率の適正値が業種や事業規模によって異なるため、公認会計士は当該事業者の財務状況を個別に評価しています。平均的な数値から逸脱していた場合であっても、関連する他の指標なども含め総合的に審査し、当該事業者が安定的に継続して公の施設の管理運営を代行できる状態にあるかどうかを評価しており、財務状況悪化による施設運営の停滞と区民サービスの低下というリスクを未然に防いでいます。</p> <p>引き続き区としては、業種や事業者の特性等を踏まえた、公認会計士の専門的知見に基づく効果的な財務審査を実施し、指定管理施設の安定した管理運営に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.107（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：財務審査項目の見直し		
意見事項		
<p>財務審査項目にはキャッシュフローに関する審査項目が設けられていない。キャッシュフロー計算書は財務書類の中でも粉飾されるリスクが低く、またキャッシュフローが良くなければ例え利益が出ていたとしても黒字倒産の可能性もある。財務審査項目においてもキャッシュフロー計算書の動向を審査項目に設けることを検討するべきであると考える。</p> <p>この点、上場企業の場合、キャッシュフロー計算書は作成されているが、中小企業の場合は作成されていることが少ない。そのため財務審査のためにキャッシュフロー計算書を作成させる必要が生じると企業に負担を強いることになるとする意見もあるが、間接法によるキャッシュフロー計算書であれば、提出された計算書類から財務審査担当者が作成することも可能であることから、必ずしも企業に負担を強いるものでないと考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>指定管理者の財務審査において、審査書類の中に「キャッシュフロー計算書またはこれに類する書類」が含まれており、区では公認会計士による専門的な審査を通じて、資金の流れや収支バランスなどキャッシュフローの状況を確認しています。</p> <p>引き続き区としては、公認会計士の専門的知見に基づき、キャッシュフローを含めた総合的な財務状況の把握に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.108（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：財務審査の意見の記載方法		
意見事項		
<p>現状の財務審査は、重要な問題点がないかどうかを意見としている。しかし、重要な問題点がないとしても、軽微であったとしても問題点がある場合も考えられる。こうした場合、審査担当者としては、気づいた懸念事項が重要ではなく、軽微ではあるが、何らかの気付き事項として意見を付したい場合も考えられる。</p> <p>財務諸表監査における監査報告書上の限定付き意見報告書と同じように、当該懸念事項を除いて問題点はないというような意見を付せるようにすることが有用であると考えられることから、こうした意見を付せるように財務審査の意見の仕方を変更することも検討するべきであると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>財務審査の結果について、公認会計士から報告を受ける様式の中に「その他意見欄」を設けており、重要な問題点以外にも区に対して気付き事項を含めて意見を付すことができる仕組みとしています。</p> <p>引き続き区としては、指定管理者制度の適切な運用に向けて、効果的な財務審査を実施します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.109（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：企画経営部企画課
項目：指定期間の長期化		
意見事項		
<p>指定期間の短さが指定管理者制度導入に対するデメリットということであれば、指定期間を現状5年間としているが、これより更に長い期間を指定期間とすることも検討するべきであると考える。</p> <p>この場合には、モニタリング評価を充分に行い、高い評価を得ることが前提となると思われるため、モニタリング評価についても精緻なモニタリングを行っていくことが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区は、指定管理者の指定期間を原則5年としています。これは、中・長期的な経営計画に基づいた管理運営や実際の運営で得られたノウハウの有効活用を可能とするほか、指定管理者を定期的に見直す機会を確保し、指定管理者の緊張感を保つことでサービスの向上が期待できるためです。</p> <p>ただし、部局で明確な理由に基づいて指定期間を定めている場合はこの限りではなく、各施設の特性や事業内容に合わせた弾力的な運用をすることも可能としています。</p> <p>引き続き区としては、この制度運用と併せて適切なモニタリング評価を実施し、指定管理者による質の高い施設運営の確保に努めます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.110（第8節）	措置状況：措置済	部課名：企画経営部企画課
項目：指定管理者の選定プロセスの公表		
意見事項		
<p>大田区では指定管理者の選定について、特段の条例等が設けられていない。そのため、募集要項は公表されているものの、その後どのようなプロセスを経て指定管理者が選定されるのかわからないところが多い。</p> <p>この点、千代田区では「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」「千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」を設け、どのようなプロセスを経て指定管理者が選定されるのか公にしている。</p> <p>こうした他の自治体の条例等を参考にして、指定管理者の選定の透明性を明らかにする必要があると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>千代田区において条例等で示している指定管理者の指定手続等について、当区では個々の施設の条例で示しています。</p> <p>また、選定の透明性を確保するため、指定管理者の募集開始から選定に至るまでのプロセスは区ホームページに公開しており、選定委員会の構成や選定理由及び評価点なども併せて公開しています。</p> <p>引き続き区としては、区民や事業者に対して必要な情報を公開し、公正かつ透明性の高い指定管理者制度の運用を行います。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.111（第8節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：指定管理者の職員の継続雇用		
意見事項		
<p>図書館には専門的な経験を有する司書が必要な存在であり、指定管理者が変更となった場合には、専門知識と経験を持った司書の継続的な配置は難しい。しかし、指定管理者が変更となった場合には、従前の指定管理者が当該図書館に配置していた司書を新たに指定管理者となる事業者に対しても雇用を継続できれば、こうした問題もある程度は解消できるものと考えられる。</p> <p>この点、港区では「港区立図書館指定管理者公募要項（みなと図書館・麻布図書館・赤坂図書館）」の「IV決定後の手続 4業務の引継ぎ等」において、「※労働環境確保策の一環としての雇用継続の養成について」として、「新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理者の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。」という一文を記載している。</p> <p>大田区でもこうした要請は行っているということであるが、公募要項等にこうした文言を記載し、司書を含めた図書館に配置されている労働者の継続雇用を後押しすることが必要であると考える。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>次期選定の際に、指定管理者が変更になった際の継続雇用の考え方等について、提案を含め、公募資料への記載について検討します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.112（第8節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：人件費の高騰への対策		
意見事項		
人件費は人手不足と相まって今後ますます時給がアップするなどによって、高騰することが考えられる。そのため大田区でも横浜市の例を参考にして、人件費が高騰した場合の対策を講じておくことが必要であると考える。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
指定管理料については、選定時の収支計画を基本としつつ、毎年、東京都最低賃金（地域別最低賃金）の引上げが実施されているように人件費等も高騰していくことから、毎年度状況に合わせて見直しを行っています。引き続き、適切な予算計上、予算執行に努めます。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.113（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館図書コーナーにおける障がい者サービスの提供		
意見事項		
<p>大田文化の森条例施行規則12条では規定されていないことから、障がい者サービスを実施していない。情報館の最寄り駅であるJR大森駅の近くの入新井図書館、東急池上線池上駅に駅直結の池上図書館で障がい者サービスは利用可能であるが、情報館図書コーナーは複数の路線バスによるアクセスが可能であり、駐車場台数30台（車いす専用2台）があり、近隣には、点字図書館の声の図書室が設置されている障がい者総合サポートセンターがあること等から、障がい者サービスの利用対象者にとっては、区立図書館と比べ利便性が高い可能性もある。また、区立図書館の障がい者サービス利用者は減少傾向にあり、その一要因としては、年齢別の登録者数は確認できなかったものの、若い世代の新規の登録者数が取り込めていないことが要因として挙げられている。障がい者総合サポートセンターでは、就労支援事業、自立支援、学齢期（6歳～18歳）を対象とした学齢期の発達障がい支援事業を実施しており、幅広い年齢層の利用者がいることから、情報館図書コーナーで障がい者サービスの利用が可能となれば、区立図書館の障がい者サービスが周知され、利用率が向上することも考えられる。また、障がい者総合サポートセンターの利用者にとっても、情報館図書コーナーで障がい者サービスが利用可能となれば利便性が高まる可能性も高いと考えられる。障がい者総合サポートセンターの点字図書館の声の図書室との重複しない事業だけでも、情報館図書コーナーで行うことを検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田文化の森に隣接する障がい者総合サポートセンターが広範な障がい者支援機能を担っていることから、これまで大田文化の森には障がい者サービスの要望が寄せられたことはなく、独自の障がい者サービスの展開は行っていません。</p> <p>大田文化の森としては、障がいのある方が気兼ねなく利用ができる障がい者総合サポートセンターとの連携を強化することで、今後も、障がいの有無に関わらず図書等に触れられる機会を提供できるよう引き続き対応していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.114（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館図書コーナーにおけるデータベースサービスの提供		
意見事項		
<p>インターネット上で様々な有料データベースサービスが提供されている。区立図書館と同じデータベース提供する必要はないと考えられるため、情報館の設立目的に沿って、情報館内の情報館資料では補えない情報を、マルチメディアコーナーのパソコン等を利用し、有料データベースを提供することも望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区立図書館が提供しているデータベースサービスについて、大田区立図書館16館合算のログイン数（2023年12月～2024年11月）は、朝日新聞クロスサーチ（朝日新聞）209回、D1-Law.com（第一法規）247回でした。</p> <p>したがって、年間閲覧数は、区立図書館16館全体で合計456回、年間20日間休館として換算すると1日当たり1.3回でした。</p> <p>大田文化の森には、データベースサービスに関する要望はこれまでなく、現在の検索機能で利用者の要望におおむね応じられているものと認識しています。</p> <p>また、区立図書館全体の利用状況においても、データベースサービスの利用者は、利用者全体から見ればごく少数であると考えます。</p> <p>これらの状況に踏まえ、データベースサービスの導入は将来の検討事項と認識しています。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.115（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：個人情報の管理状況に関するモニタリングの実施		
意見事項		
<p>個人情報の管理状況については、モニタリングの確認項目とし「個人情報は適正に管理されているか」の確認が実施されている。モニタリング時には、次の点を踏まえて、個人情報帳票類が管理簿により適正に管理されているかを確認することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理簿には記載すべき項目が網羅的に記載されているか。 ・管理簿により、個人情報帳票類が網羅的に管理されているか。 ・管理簿には、記載すべき項目が、網羅的に、かつ正確に記入されているか。 ・管理簿の記入内容と、保管されている個人情報帳票類が一致しているか。 		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、大田文化の森において、個人保管記録票を新たに作成し、個人情報帳票類の保管日や処理予定日と照合して管理確認を行いました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.116（第9節）	措置状況：措置済	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：業務受託者の研修実施状況の報告		
意見事項		
<p>「令和5年度大田文化の森情報館運営業務委託仕様書」の「第1章総則 第4節総括事項5 研修」では、受託者に個人情報保護に関する研修の実施を求めており、委託者への研修計画の提示と事後の確認を定めているが、研修時間、受講者の名前が「業務日報」により委託者へ報告されるのみとなっている。個人情報保護に関する研修以外も含めて、受託者が「業務を適切かつ能率的に行うため」に必要な研修を計画され、受講されていることを確認することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>大田文化の森では、これまで個人情報保護に関する研修を含め、スタッフの研修を行ってきましたが、実施を確認できる書類や記録がありませんでした。令和7年度から、研修計画に沿って研修実施後、受講者が「研修報告書」を提出することとしました。当該報告書には研修内容や業務に活かす方法などを記載することで、業務内容の改善や、職員の資質の向上を目指します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.117（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合の事前許可の申請先		
意見事項		
<p>「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」では、指定管理者、図書館業務受託者が情報システム機器等を持込・回収する場合は、大田図書館長の事前許可を得て行うことが規定されている。規定上は、大田図書館管轄ではない図書館機能を有する大田文化の森情報館、田園調布せせらぎ館図書コーナー、障がい者総合サポートセンター声の図書室においても、大田図書館長の許可を得ることになっているが、当該3施設においては、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」上で各施設のセキュリティ対策担当者として規定されている各施設の所管課の担当者へ報告・管理されることが、実効性の観点からも適切であると考えられる。「大田図書館長の事前許可」等の表記については、大田図書館と当該3施設の各所管課との協議の上、改正されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、情報システム機器等を持込・回収する場合の大田図書館長の事前許可について、「図書館情報システム 情報セキュリティ実施基準」の改正を行いました。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.118（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：大田図書館によるモニタリング実施		
意見事項		
<p>田園調布せせらぎ館では、せせらぎ館図書コーナー業務のその特殊性から、せせらぎ館図書コーナー業務については、地域力推進課から大田図書館にモニタリングの実施を依頼し、地域力推進課の責任の下で大田図書館がモニタリングを実施している。情報館図書コーナーにおいても、モニタリングの実効性の観点から大田図書館へのモニタリングの実施を依頼することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区立図書館のサテライト機能を有する田園調布せせらぎ館図書コーナーと異なり、大田文化の森は文化活動支援を目的とし、施設の一部として情報館図書コーナーが設置されています。また、大田文化の森に関する業務全体について、（公財）大田区文化振興協会が指定管理者として運営に当たっています。</p> <p>次回（令和9年度）のモニタリング実施については、モニタリングの項目、内容について、大田図書館と十分に連携、協力のもと、大田文化の森情報館がマニュアルに沿って適切に運営されているかなどの確認、検証のため、所管課である文化芸術推進課が実施します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.119（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館資料の選書確定、及び発注登録の業務フロー		
意見事項		
<p>情報館図書コーナーの蔵書は、文化振興課の予算（大田区文化振興協会の管理代行費）内で購入されるものであるが、図書館情報システム上の選書結果の確定、及び発注登録は大田図書館により実施されており、業務上の権限と図書館情報システム上の権限設定が一致していない。本来であれば、業務上の権限と図書館情報システム上の権限を一致させることが望まれるが、対応が難しいようであれば、大田図書館で、図書館情報システム上の選書結果の確定、及び発注登録時に、大田区文化振興協会による承認があることを確認した上で、処理を行う業務フローを構築することが望ましいと考える。確認の方法として、大田区文化振興協会の権限者をあて先に含めたメールで、大田図書館に図書館情報システム上の処理の依頼を行う等が考えられる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区の外部団体である（公財）大田区文化振興協会の職員が、直接大田区のシステムにアクセスできないことから、業務上の権限とシステム上の権限を一致させることは困難です。</p> <p>なお、大田図書館では、（公財）大田区文化振興協会が提出した選定図書を含め、区立図書館分と一括して、図書館情報システム上の発注登録を行っています。</p> <p>今後、指定管理者である（公財）大田区文化振興協会が、施設利用者からのリクエストなども踏まえた適切な蔵書選定及び当該選定結果の承認決定を行い、適正な発注プロセスを確保していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.120（第9節）	措置状況：※検討中	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館資料の選書における独自の選書基準の設定		
意見事項		
<p>情報館図書コーナーでは、大田区立図書館の選書に関する基準等（「集中選書について」、「大田区立図書館選書基準」、「大田区立図書館児童資料選書基準」等）に基づいて実施されている。</p> <p>図書館の設置目的である「社会教育」（社会教育基本法9条）と、大田文化の森の設置目的の「文化活動」の関係については、以下の「生涯学習研究 e事典「文化行政と生涯学習」根本昭」に記載があるように、「文化活動」は社会教育の範疇であると考えられることから、大田区立図書館の選書基準等に拠った選書を行うことは問題無いと考えられる。</p> <p>しかし、大田文化の森独自の方針が無い場合は、大田区立図書館の地域館として、図書館法に基づく図書館とすることで一元的に管理されることが、大田区としての運営の効率性や、利用者として利便性の向上がはかられ望ましいのではないかと考えられる。この点については、「今後のあり方について」でも、「第4 区立図書館の今後のあり方 3 個別案件」に検討結果の改善案として、以下のとおり、情報館図書コーナーの位置づけについて記載されているが、令和6年度現在においても対応がなされていないように見受けられるため、引き続き検討されることが望まれる。</p> <p>一方、図書館類似施設として、区民の文化活動の支援を目的とするのであれば、情報館独自の選書の方針等を明確にし、利用者にも周知されるべきでは無いかと考えられる。また、選書方針のみではなく、サービスについても、収益事業等の図書館では実現が難しいサービスの提供等により、文化活動の支援をはかっていくことも検討されることが望ましい。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>情報館図書コーナーは、大田文化の森の設立目的である「文化活動支援」に基づき、開設以来、区立図書館とは異なった特色ある事業を展開してきました。</p> <p>一方で特色ある事業の実施には、その前提に図書館類似施設として基本サービスの品質確保が求められることから、蔵書選定や発注業務において連携している大田図書館との円滑な調整が不可欠となります。</p> <p>今後は、これまで以上に大田図書館と密に連携を取り、当施設の役割である「文化活動支援」に基づき具体的な選書方針やサービス内容を検討していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.121（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：地域未来創造部文化芸術推進課
項目：情報館資料の蔵書更新計画の作成・管理		
意見事項		
<p>除籍資料の選定には、情報館資料の蔵書構成、更新率等も加味されていることであるが、蔵書更新計画が作成されていないため、情報館としても目標とすべき蔵書構成が不明であり、選書、除籍の結果としての蔵書構成が適切であるかの判断が確認できることになる。蔵書更新計画を作成して、蔵書更新計画にそった選書、除籍を実施し、その結果、計画に基づいた蔵書構成等を実現できているか等を確認することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、令和7年度から蔵書計画を作成しました。当該計画に基づき、蔵書構成を確立し、選書、除籍を実施します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.122（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：地域未来創造部田園調布特別出張所
項目：「せせらぎ文庫」の図書館情報システムによる管理		
意見事項		
<p>「せせらぎ文庫」の資料は、せせらぎ館図書サービスコーナーの担当者によりエクセルファイルで、ジャンル別、雑誌、絵本、図書等の種類別で冊数で管理され、毎月、冊数の点検を実施している。このため、不明資料も冊数のみで把握となっている。「せせらぎ文庫」の資料は、せせらぎ館、せせらぎ公園内での閲覧が可能であることから、区立図書館の資料と同様にICタグ、セキュリティゲートの設置等により、図書館情報システムで管理した場合、館外、公園外への持ち出しを防ぐことが難しいと考えられる。しかし、区立図書館の図書資料や、情報館の情報館資料や、声の図書室の録音図書と同様に、図書館情報システムで管理されることが望ましい。図書館情報システムにより管理することが可能であれば、不明資料が特定され、盗難等の傾向等も把握することができるよう、図書資料の構成等も把握できることから購入時の参考情報としても役立てることができる。また、現時点では、「せせらぎ文庫」は2,600冊程度であり、ICタグ、セキュリティゲート等の導入コストや、今後の資料数の増加の程度等を勘案し、図書館情報システムによる管理を検討されることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>「せせらぎ文庫」は館内で自由に読める本、雑誌、絵本を用意しており、一般的な図書館の貸出とは異なるため、図書館情報システムの詳細を確認しながら引き続き検討します。</p> <p>また、「せせらぎ文庫」の本等は屋外テラスや公園内でも自由に読める運用を実施しており、屋外への持ち出しが可能です。運用の見直しを含めてICタグ及びセキュリティゲートの導入や他の方策についても検討します。</p> <p>なお、不明資料について、冊数の把握だけではなく、どの資料がなくなっているか確認するなど、指定管理者と協議し、必要な対策を講じて改善を図ります。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.123（第9節）	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス登録手続きの一本化		
意見事項		
<p>声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス利用者は図書館情報システム上、違う利用者コードにより登録され、利用可能なサービスが管理される。このため、声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービスの両方を利用可能な資格要件を満たし、両方を利用する場合は、利用者は声の図書室と区立図書館のそれぞれで利用者登録が必要となる。令和5年度末時点での利用登録者数は以下のとおりであり、区立図書館の視聴障がい者向けサービスの利用登録者 71名のうち、54名が声の図書室の利用登録者となっており、区立図書館の利用登録者の76%が声の図書室の利用登録者である。また、声の図書室の利用登録者の72%が区立図書館におけるサービスを利用していないことになる。対面朗読・プライベートサービスについては、区立図書館、声の図書室の両方において来館が必要となっているが、区立図書館の全16館で実施していることから、声の図書室の利用登録者が、近隣の区立図書館等においてサービスが利用可能となることは、利便性が高まり、区立図書館の利用率向上にもつながると考えられる。このことからも、声の図書室と区立図書館のいずれかの登録により、両方のサービスが利用可能となることが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>区立図書館における視聴覚者向けサービスと声の図書室での登録については意見内容のとおり、現状、各所属において当該事務を行っています。これは、区立図書館と声の図書室での登録要件の違いや、利用者が必要とするサービスが異なること、また根拠とする法令が異なることなどが要因です。</p> <p>こうした背景を踏まえ、いずれかの登録により双方のサービスを利用可能とすることは難しい状況ですが、今後も利用者が必要とするサービスを受けられるよう、区立図書館と声の図書館間で一層の連携を図っていきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.124（第9節）	措置状況：参考扱	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：声の図書室と区立図書館の視聴覚障がい者向けサービスの統合		
意見事項		
<p>大田区では、教育委員会が区立図書館、障がい者総合サポートセンターが点字図書館である声の図書室の所管となっているが、豊島区では、区立図書館に点字図書館のひかり文庫が併設され、教育委員会が区立図書館と点字図書館を所管し、図書館における障がい者サービスの窓口が統一化されている。大田区の区立図書館の障害者サービスと点字図書館の声の図書室のサービスを比較すると、重複するサービスが多く、規模的にも、それぞれで実施する意義が乏しいと考えられるものが多く見受けられ、サービスを統合することにより、業務が効率化され、利用者の利便性も向上されると考えられる。このため大田区においても、サービスの統合を検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容のとおり、豊島区では中央図書館に点字図書館を併設し、窓口が一本化されていますが、併設という立地的な条件も影響しているものと思われます。</p> <p>当区では窓口を分けて対応していますが、区立図書館で定期的に行う障害者サービス担当者会議などにおいては、声の図書室の職員も参加し、そのサービス内容や取組等について共有し、利用者が過不足なくサービスを受けられるよう努めています。</p> <p>また、それぞれの登録要件の違いや、施設の法制度上の位置付け、財源等が異なります。今後も、現状の体制を基本としつつ、担当者会議などを通じ必要な連携を行い、利用者が必要とするサービスを適切に提供していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.125（第9節）	措置状況： <u>措置済</u>	部課名：福祉部障がい者総合サポートセンター
項目：定期発行物の音訳資料の区立図書館の視聴覚障がい者向けサービス利用登録者への発送		
意見事項		
<p>区立図書館の障害サービス利用登録者についても、声の図書室で製作した定期刊行物について、区民サービス等に関する情報へのアクセスの平等性の観点からも、希望者には送付が可能な体制を検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>声の図書室で所有する録音図書などの目録は、定期的に区立図書館とも共有し、利用者が必要なサービスにアクセスができるよう連携を取っています。</p> <p>また、刊行物は区報に、その音訳版は大田区ホームページに掲載しています。これらの取組を通じて、定期刊行物送付要望など利用者からの相談があった場合、引き続き適切な対応を行います。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.126(第10節)	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：個人情報取扱い状況に係る記録の区への報告・保管		
意見事項		
<p>No.4の回答を分析したところ、「No」「その他」という回答の図書館では、区がモニタリング時に確認している旨の回答があった。大田図書館に確認したところ、各図書館から廃棄処分する帳票類の記録については報告を求めておらず、モニタリング時に毎年確認している旨の回答があった。</p> <p>「個人情報が記載されている帳票等の取扱いについて」（3大図発第10839号令和3年9月27日改訂）では、帳票類の廃棄について以下のとおり記載されており、区がモニタリング時に管理状況を確認しているが、「大田区が取り扱う個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規程」（平成27年10月5日訓令甲第35号）において、個人情報等の性質に応じて、台帳を整備し、取扱いの状況を記録することが規定されていることから、大田図書館で記録を保持することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>廃棄処分する帳票類について、記録保持の必要性及び業務効率化の観点から、モニタリング訪問時の確認を徹底します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.127(第10節)	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：施設等の維持管理業務に関する「仕様書集」の更新		
意見事項		
指定管理者制度では、契約期間終了後、指定管理者が交替することが想定され、指定管理者の交替に伴い、施設維持管理を委託する外部業者も変更することが想定される。指定管理者の交替時に引継ぎが効率的に行われるよう、「仕様書集」は必要とされる項目が網羅されるよう、適宜更新されることが望まれる。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
次期指定管理者の再選定の際、必要な資料を改めて精査・確認し、必要事項に漏れが生じないよう適切に対応していきます。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.128(第10節)	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：不明資料の点検実施頻度の見直し		
意見事項		
<p>No. 28 不明資料の点検の実施頻度について確認した結果、月1回が6館、月2～3回が3館、週1回が7館の回答があった。「大田区立図書館業務マニュアル」では週1回の実施が記載されているが、週1回の回答は7館のみであった。</p> <p>週1回以外の回答の館については、各担当者が担当の書架については随時実施し、全書架対象については月2回実施する等の対応となっていることから、月2回の回答となっていることが確認できた。令和2年度の年度内にICタグシステムを導入し、セキュリティゲートを設置したことにより、大幅に不明資料の数が減少していることを踏まえ、必要とされる実施頻度についても見直し、「大田区立図書館業務マニュアル」の改正等の要否も検討することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>ICタグシステム導入後の不明資料数大幅減の効果を踏まえ、不明資料点検の実施についてマニュアルを改訂します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.129(第10節)	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：責任者による処理内容の確認結果の証跡		
意見事項		
<p>図書館システムにより蔵書管理を適切に実施するためには、図書の貸出サービス等を利用する利用者情報の図書館システムへの登録の網羅性・実在性・正確性が必要となる。No. 33において図書館システムの処理担当者以外の責任者による処理内容の確認の実施状況について確認したところ全 16 館で「Yes」で特に問題はなかった。また、No. 35において図書館情報システムの処理担当者以外の責任者による処理内容の確認の証跡の有無について確認したところ、2 館で「No」との回答であった。うち 1 館については、チェックマーク等の証跡は残していることが確認できたが、確認漏れにより誤った内容が登録されているリスクを防ぐためにも処理担当者以外の責任者により実施されたことが確認できる証跡を残すことが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、責任者による確認を行い、その証跡を残すため、様式を改正します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.130(第10節)	措置状況：検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：図書館システムへの利用者登録における内容確認手続き		
意見事項		
図書館システムにより蔵書管理を適切に実施するためには、図書の貸出サービス等を利用する利用者情報の図書館情報システムへの登録の網羅性・実在性・正確性が必要となる。このため利用申込書等の責任者による確認に加えて、利用申込書等がないにもかかわらず、図書館システム上処理がなされている取引の有無についても確認がされることが望ましい。		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
意見内容を踏まえ、申込書等が無いにもかかわらずシステム上処理された取引等が無いことを確認できるルール化を検討します。		
(令和7年度・1年目)		

意見No.131(第10節)	措置状況：※検討中	部課名：教育総務部大田図書館
項目：他自治体借用資料の返却処理の責任者による確認		
意見事項		
<p>他自治体からの借用資料の返却処理については、「大田区立図書館業務マニュアル」において、責任者により実施状況を確認することが定められている。責任者による確認状況を確認したところ、15館で「Yes」、1館で「その他」の回答があった。「その他」の回答については、職務経験の長いスタッフ2名によるダブルチェックを行い、問題が発生した場合は、速やかに責任者に報告し、指示を仰ぐ体制をとっているとの回答があった。処理漏れを防ぐという目的から考えると、職務経験の長い固定の担当者2名により実施されていることは特に問題ないと考えられるものの、他自治体の図書資料であることから、問題が発生したときのみでなく、責任者により定期的に状況を把握することが望まれる。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>意見内容を踏まえ、他自治体からの借用資料の返却処理について、責任者又は責任者に準ずる者が確認するようマニュアル改訂します。</p>		
(令和7年度・1年目)		

意見No.132(第10節)	措置状況： <u>参考扱</u>	部課名：教育総務部大田図書館
項目：地域資料等の収集、及びデジタル化による保存		
意見事項		
<p>久が原図書館において、地域の古い写真のアーカイブの拠点館となることが検討されている。また、「今後のあり方について」においても、個人の思索と探究を支える図書館機能の充実のため地域資料の収集・保存についての以下の提言がなされているように、馬込図書館の「馬込文士村資料室」等も含め、デジタル化による保存を進めていくことが望まれる。</p> <p>なお、渋谷区、中央区の区立図書館では、地域の写真や地域の歴史に関する資料がデジタル化され、区立図書館のホームページへ掲載されている。</p>		
措置内容（具体的な対応策・再発防止策等）		
<p>写真の著作権や個人情報の取扱い等の整理が必要です。他区の先進事例を参考に、これらの課題を整理していきます。</p>		
(令和7年度・1年目)		

大田区総務部総務課
内部統制・情報セキュリティ担当
〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号
電話 03 - 5744 - 1160
F A X 03 - 5744 - 1505